

日野市の下水道

昭和63年度版

日野市立図書館 81-7354



1595684

日野市都市整備部下水道課

発 刊 に あ た っ て

日野市の下水道事業は、昭和 33 年に多摩平の単独公共下水道として始まりしました。その後しばらく停滞状況が続きましたが、昭和 57 年から流域関連公共下水道として認可を受け、南多摩、秋川、浅川の三つの処理区に分け工事を行って来ました。昭和 60 年には南多摩処理区の一部の供用開始をし、順次供用開始区域の拡大に努めております。昭和 62 年度末の普及率は、面積普及率約 21%、人口普及率約 13%となっています。まだまだこれからの事業ですが、これまでの下水道事業についての建設、維持管理の記録、それに伴う財政関係等の資料を編集し、“日野市の下水道”としてまとめました。なお、本誌は流域関連公共下水道として本格的着手に入った昭和 57 年以降を中心に編集しました。

本誌が下水道事業に携わる関係各位の参考になれば幸いです。

平成 元 年 3 月

日野市都市整備部下水道課

も く じ

I	下水道の目的と種類	4
1.	下水道の目的	4
2.	下水道の種類	4
II	下水道事業の現状と計画	5
1.	位置及び地勢	5
2.	下水道事業の沿革	5
3.	公共下水道事業の計画と認可	6
(1)	全体計画	6
(2)	都市計画決定の経緯	6
(3)	下水道法事業認可の経緯	7
(4)	都市計画法事業認可の経緯	8
III	下水道の財政	9
1.	財 源	9
(1)	国・都補助率及び地方債充当率の推移	9
(2)	地方債の借入状況	10
(3)	下水道使用料	12
2.	事業費	14
IV	建設事業	16
1.	公共下水道	16
(1)	建設費	16
(2)	公社委託	18
(3)	事務委託（八王子市・多摩市）	19
(4)	処理場周辺環境整備事業	23
2.	流域下水道建設負担金	25
(1)	負担総額	25
(2)	負担金支払状況	26
V	管理運営費	27
1.	維持管理費	29
(1)	管きょ清掃	29
(2)	流域下水道維持管理負担金	29
(3)	下水道台帳整備	29
2.	公債費	29

VI 多摩平処理場	36
1. 処理場の概要	36
2. 下水道法事業認可（変更）の主な経緯と概要	37
3. 事業費	38
(1) 総括	38
(2) 建設費	40
(3) 管きょ清掃費	40
4. 普及率の推移	41
5. 管きょの整備状況	42
VII 整備状況と普及率	44
1. 整備状況	44
(1) 全体	44
(2) 処理区別	44
2. 普及率	44
3. 供用開始の状況	45
4. 水洗便所改造資金融資あつせん状況	46
5. 指定工事店登録状況	46
VIII 管路施設の整備状況	47
1. 管きょ	47
2. 人孔（マンホール）	47
3. 公共汚水ます	48
4. 私道内管きょ布設	48
IX 都市下水路	54
1. 都市計画決定の経緯	54
2. 都市計画法事業認可の経緯	54
3. 事業費	55
4. 公債費	58
5. 管きょ等整備状況	59
X 組織	61
1. 機構及び事務分掌	61
2. 変遷	62
(1) 昭和48年度以前	62
(2) 昭和49年度以降	63
XI 下水道課で管理する公有財産	64
1. 市有地	64
2. 借地	65
3. 排水樋管	66

参 考 資 料

1. 流域下水道の計画と認可	68
(1) 計 画	68
(2) 都市計画決定の経緯	69
(3) 下水道法事業認可の経緯	71
(4) 都市計画法事業認可の経緯	72
2. 下水道事業会計の推移	74
3. 下水道事業会計内訳表	75
4. 処理水量及び有収水量調べ	76
5. 流域下水道建設負担金負担割合算出根拠	77
6. 管きょ布設状況明細	78
7. 受益者負担金制度	82
8. 多摩平下水処理場フローシート	89

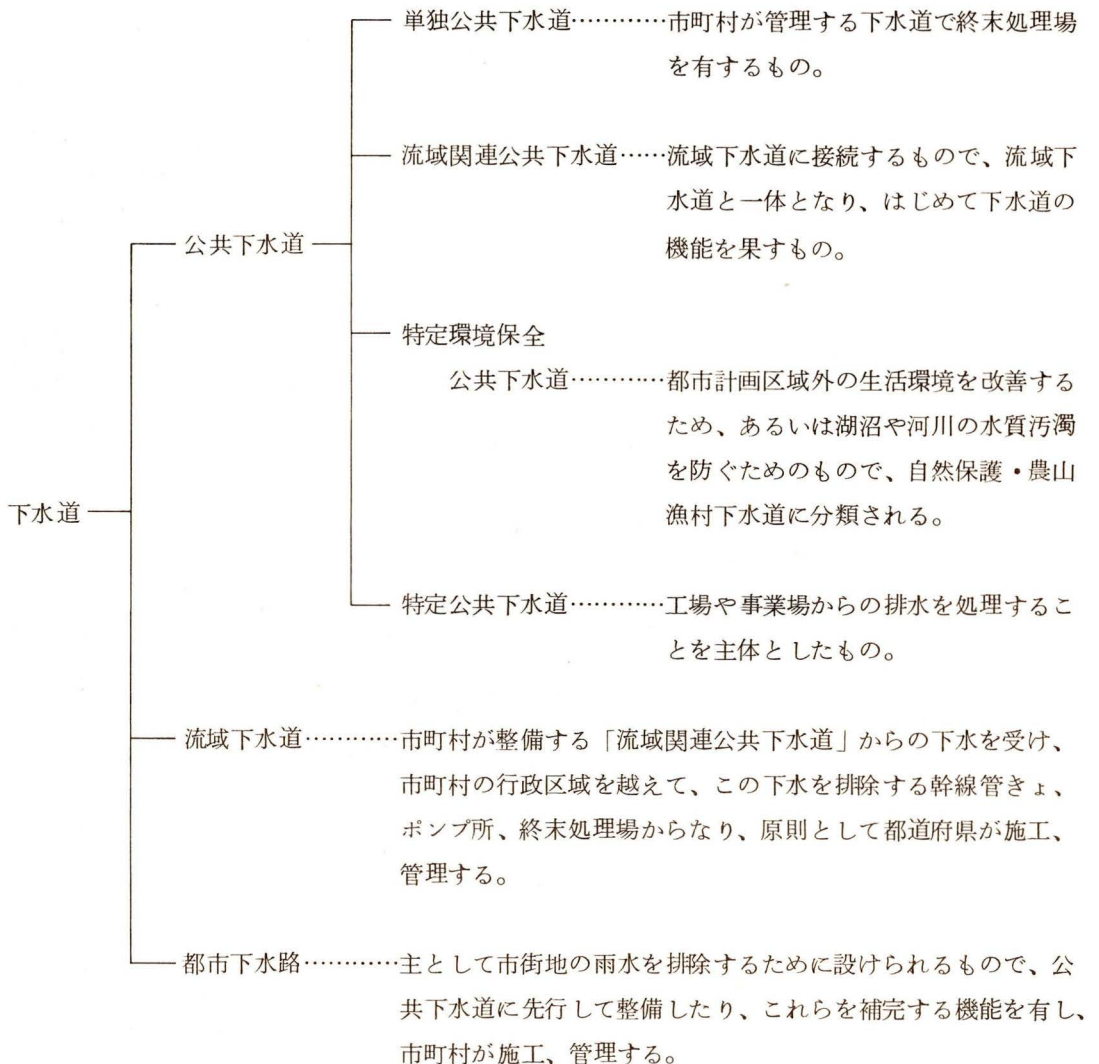
I 下水道の目的と種類

1. 下水道の目的

下水道は雨水の排除による浸水の防除、汚水の速やかな排除による生活環境の向上、さらに、くみ取便所の水洗化による居住環境の改善及び、公共用水域の水質保全という役割と目的を持っている。

2. 下水道の種類

下水道は下水道法上次のように分類される。



Ⅱ 下水道事業の現状と計画

1. 位置及び地勢

本市は、東京都の南西部、都心より 35 km の地に位置し、東西 7.59 km、南北 5.85 km で、面積は 27.11 km² である。地形は市のほぼ中央を浅川が東西に流れ、南東の端で多摩川に合流している。また、北西部は日野台地が形成され、南部は多摩丘陵の一部で、起伏に富んでいる。

2. 下水道事業の沿革

本市の下水道事業は、昭和 33 年に旧日本住宅公団が、都心のベッドタウンとして、J R 中央線豊田駅北側に 132 ha に及ぶ土地区画整理事業を行ったことに始まる。この土地区画整理事業の中で、下水道管きょの布設をし、多摩平下水処理場を建設することによって、三多摩ではいち早く供用開始をすることが出来た。

その後の下水道事業は、雨水排除を目的とした都市下水路の整備にとどまり、汚水処理に関する事業は一時停滞していた。しかし昭和 40 年代に入ると都市化による急激な人口の増加により豪雨による浸水ばかりでなく、家庭から流れ出す雑排水により水路や河川の汚濁が著しくなり、改めて下水道事業が本市の重要課題となった。

そこで、昭和 51 年 1 月に「下水道調査会」を発足、その答申を受け、「下水道事業基本方針」を、続いて昭和 54 年 3 月には、「東京都流域別下水道整備総合計画」と整合を図った「日野市公共下水道基本計画」を策定した。更に昭和 55 年度に東京都において「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」を策定したことにより、本市は、「南多摩」「浅川」「秋川」の三処理区に分けられ、多摩川流域公共下水道として事業を進めることとなった。この計画に基づいて、昭和 56、58 年の 2 回にわたり、市内全域が都市計画決定され、昭和 57 年 4 月より本格的に下水道事業に着手した。

「南多摩処理区」は昭和 57 年 4 月から着手。昭和 63 年 8 月には、ほぼ全域が供用開始をした。「浅川処理区」は昭和 59 年 4 月から、「秋川処理区」は昭和 60 年 4 月から、各処理場稼動（平成 4 年 4 月）に向け着手した。

3. 公共下水道事業の計画と認可

行政区域面積 2,711 <i>ha</i>	市街化区域	2,240 <i>ha</i>
	市街化調整区域	122
	河川敷	349

(1) 全体計画

処理区名	全 体 計 画		事 業 認 可 済		備 考
	面積 (<i>ha</i>)	人口 (人)	面積 (<i>ha</i>)	人口 (人)	
南 多 摩	232	18,000	232	18,000	南多摩流域関連公共下水道
浅 川	1,611	160,000	806	80,000	浅 川 "
秋 川	397	33,000	397	33,000	秋 川 "
全 体	2,240	211,000	1,435	131,000	

(2) 都市計画決定の経緯

区分	年 月 日	排水面積 (<i>ha</i>)	計 画 決 定 の 概 要
	告 示 番 号		
当 初	32. 11. 25	雨水 132.00	立川都市計画排水施設の決定 豊田排水路○ 1,500mm $\ell = 761.0\text{ m}$
	建設省告示第 1484 号		
第 1 回	33. 3. 13	雨水 132.44	立川都市計画下水道の追加 計画人口 20,000人、雨水39,397m、汚水22,461m
	" 第 318 号	汚水 132.44	
第 2 回	37. 1. 18		三多摩都市計画の改訂に伴い、立川都市計画排水施設の豊田排水路の部を廃止
	" 第 23 号		
第 3 回	37. 1. 18		三多摩都市計画の改訂に伴い、立川都市計画下水道の日野の部を廃止
	" 第 24 号		
第 4 回	37. 1. 18	雨水 132.44	日野都市計画下水道の決定 豊田汚水処理場 $A = 1.12\text{ ha}$ 雨水 $\ell = 40,158\text{ m}$ 汚水 $\ell = 22,461\text{ m}$
	" 第 22 号	汚水 132.44	
第 5 回	39. 8. 26	雨水 269.00	日野都市計画下水道の変更 平山台都市下水路の決定 浅川排水区 多摩平 132.4 <i>ha</i> 、平山台 136.6 <i>ha</i>
	" 第 2390 号	汚水 132.44	
第 6 回	42. 3. 31		日野市都市計画都市下水路を同下水道へ変更
	" 第 1201 号		
第 7 回	44. 3. 31		日野都市計画下水道の執行年度割の変更
	" 第 1012 号		
第 8 回	45. 5. 27	雨水 469.00	日野都市計画下水道の変更 浅川排水区 269 <i>ha</i> 、大 栗 排水区 200 <i>ha</i>
	" 第 78 号	汚水 132.44	
第 9 回	56. 6. 6	雨水 2240.00	日野都市計画下水道の変更 汚水：浅川、南多摩処理区、雨水：全域
	" 第 46 号	汚水 2095.00	
第10回	58. 11. 21	雨水 2240.00	日野都市計画下水道、日野市公共下水道の変更 汚水：秋川処理区の追加、汚水429,130 m、雨水140,160m
	" 第 106 号	汚水 2240.00	
第11回	61. 3. 10		日野都市計画下水道、日野市公共下水道の変更 流域下水道浅川幹線の位置及び排水区域の変更
	" 第 8 号		

(3) 下水道法事業認可の経緯

① 多摩平関係

区分	年 月 日 認可番号	事業面積 (<i>ha</i>)	事業期間 (年度)	事業費 (千円)	計画基準 (<i>m</i>)	概 要
当 初	33. 2. 18 厚生省東衛 第 99 号				計画人口 20,000人 計画汚水量150ℓ/人/日	下水道終末処理場
第 1 回	39. 8. 28 厚生省収環 第352号	汚水、雨水 132.44	32～39		計画人口 23,000人 計画汚水量 250ℓ/人/日	多摩平下水処理場 高速散水濾床法
第 2 回	47. 8. 4 建設省東都下 事発第11号	汚水、雨水 132.44	32～47			活性汚泥方式変更

※多摩平処理区 132.44*ha*は、現在単独処理区として、処理場を有し稼動中であるが、124*ha*は秋川処理区に、8*ha*は浅川処理区に分割されいづれ廃止の予定である。

② 流域関連公共下水道

南多摩処理区

区分	年 月 日 認可番号	事業面積 (<i>ha</i>)	事業期間 (年度)	事業費 (千円)	計画基準 (<i>m</i>)	概 要
当 初	57. 7. 8 57都市施調 第119号	汚水 11.16 雨水 25.80	57～59	453,790	汚水 2,245 雨水 2,180	新規
第 1 回	58. 6. 1 58都市施調 第196号	汚水 232.0 雨水 268.7	57～62	5,015,190	汚水 26,392 雨水 14,153	区域の追加
第 2 回	59. 8. 27 59都市施調 第337号	汚水 232.0 雨水 268.7	57～62	5,015,190	汚水 25,860 雨水 14,228	幹線管きょの変更
第 3 回	62. 3. 26 61都市施調 第1154号	汚水 232.0 雨水 272.3	57～ 4	6,592,207	汚水 36,752 雨水 14,188	予定処理区界、排水 区界の一部変更

浅川処理区

区分	年 月 日 認可番号	事業面積 (<i>ha</i>)	事業期間 (年度)	事業費 (千円)	計画基準 (<i>m</i>)	概 要
当 初	59. 5. 8 59都市施調 第 66 号	汚水 160.0	59～63	2,772,698	汚水 41,221	万願寺土地区画整理 区域の新規
第 1 回	62. 3. 26 61都市施調 第1155号	汚水 806.1	59～ 4	18,376,868	汚水 177,357.7	浅川右岸638 <i>ha</i> を追加 と多摩平分8.1 <i>ha</i> を追加

秋川処理区

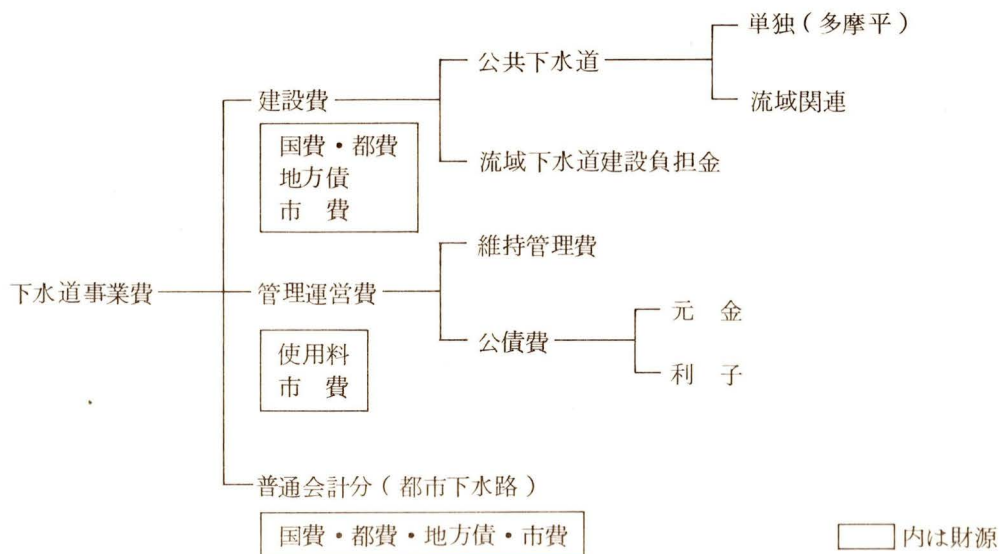
区分	年 月 日 認可番号	事業面積 (<i>ha</i>)	事業期間 (年度)	事業費 (千円)	計画基準 (<i>m</i>)	概 要
当 初	60. 5. 17 60都市施調 第123号	汚水 273.1	60～ 2	6,396,100	汚水 52,096	新規
第 1 回	62. 3. 26 61都市施調 第1156号	汚水 397.0	60～ 4	7,166,376	汚水 74,157	単独分の多摩平 123.9 <i>ha</i> を追加

(4) 都市計画法事業認可の経緯

区分	年 月 日 認可番号	事業面積 (<i>ha</i>)	事業期間 (年度)	事 業 費 (千円)	計画基準 (<i>m</i>)	概 要
当 初	32. 11. 25 建設省告示 第 1484 号	雨水、汚水 132.0	32 ～ 33		761.0	豊田排水路 ⊙ 1,500 <i>mm</i>
第 1 回	39. 8. 26 建設省告示 第 2390 号	雨水 269.0	39 ～ 41	68,200	74.0	平山台都市下水路 2,420 <i>m</i> 決定
第 2 回	42. 3. 31 建設省告示 第 1201 号	雨水 269.0	39 ～ 43	68,200		都市下水路を公共下水道に変更、執行年度割
第 3 回	44. 3. 31 建設省告示 第 1012 号	雨水 269.0	39 ～ 45	68,200		執行年度制割の変更
第 4 回	57. 7. 23 東京都告示 第 774 号	汚水 143 雨水 158	32. 11. 25 ～ 59. 3. 31	702,170	汚水 24,960 雨水 11,150	南多摩処理区追加
第 5 回	58. 7. 9 東京都告示 第 701 号	汚水 364 雨水 401	32. 11. 25 ～ 62. 3. 31	5,263,570	汚水 49,110 雨水 23,120	〃
第 6 回	59. 9. 28 東京都告示 第 906 号	汚水 524 雨水 401	32. 11. 25 ～ 63. 3. 31	8,036,268	汚水 89,570 雨水 23,200	浅川処理区追加
第 7 回	60. 8. 6 東京都告示 第 840 号	汚水 797 雨水 401	32. 11. 25 ～ 元. 3. 31	14,432,368	汚水 140,551 雨水 23,200	秋川処理区追加
第 8 回	62. 4. 22 東京都告示 第 523 号	汚水 1,435 雨水 404	32. 11. 25 ～ 元. 3. 31	32,383,831	汚水 288,267 雨水 23,240	浅川右岸処理分区追加 三沢北排水区の変更

Ⅲ 下水道の財政

下水道事業費の経理は次の区分による。



1. 財 源

下水道事業の建設費については、国庫補助金・東京都補助金・地方債・受益者負担金・市費等により、また管理運営費（維持管理費と起債元利償還金）については、使用料及び市費によりまかなわれる。管理運営費は、「雨水公費・汚水私費」の基本原則にそって財政運営を行なわなければならないが、本市の実情を勘案し、汚水経費の一部についても公費負担としている。今後は、健全な運営を目指し、汚水公費部分を減少させることが課題である。

なお、本市では受益者負担金は徴収していない。（資料参照）

(1) 国・都補助率及び地方債充当率の推移

区分 年度	国庫補助金	東京都補助金		地 方 債			単独事業分
	管 ぎ 上	補 助 分 管 ぎ 上	単 独 分 管 ぎ 上	補 助 事 業 分			
				一 般 分	特 別 分	臨 特 分	
59 まで	補助基本額 × $\frac{6}{10}$	_____	査定事業費 × $\frac{5}{100} \times \frac{1}{2}$	地方負担額 × $\frac{85}{100}$	査定事業費 × $\frac{100}{100}$	_____	査定事業費 × $\frac{95}{100}$
60	補助基本額 × $\frac{5.5}{10}$	_____	〃	〃	〃	補助基本額 × $\frac{0.5}{10} \times \frac{100}{100}$	〃
61	補助基本額 × $\frac{5}{10}$	_____	〃	〃	〃	補助基本額 × $\frac{1}{10} \times \frac{100}{100}$	〃
62	〃	地方負担額 × $\frac{15}{100} \times \frac{1}{2}$	〃	地方負担額 × $\frac{85}{100}$ - 補助分都費	〃	〃	査定事業費 × $\frac{95}{100}$ - 単独分都費

(2) 地方債の借入状況

事業別一覧

(単位：千円)

年 度	公 共 下 水 道	流 域 下 水 道	都 市 下 水 路	そ の 他	計
32～53	113,000				113,000
54	24,400				24,400
55	72,300	5,100	317,000	187,600	582,000
56	111,500	19,000	256,600	21,400	408,500
57	193,300	10,600	140,300	9,200	353,400
58	202,400	19,200	418,000		639,600
59	510,000	99,400		63,600	673,000
60	525,300	112,800			638,100
61	1,408,000	204,400	16,800		1,629,200
62	1,663,500	423,500	89,200		2,176,200
計	4,823,700	894,000	1,237,900	281,800	7,237,400

借入先別一覧（総括）

(単位：千円)

年 度	大蔵省資金 運用部資金	郵 政 省	公 営 企 業 金 融 公 庫	東京都市町 村振興基金	東 京 都 市 町 村 職 員 共 済 組 合	市 内 金 融 機 関	計
32～53	77,000	7,000	13,000			16,000	113,000
54	9,800		12,200			2,400	24,400
55	159,900		273,900		63,700	84,500	582,000
56	95,700		226,300		21,400	65,100	408,500
57	113,600		218,200		9,200	12,400	353,400
58	150,200		309,100			180,300	639,600
59	178,300		292,100	102,000	63,600	37,000	673,000
60	371,300		266,800				638,100
61	955,800		516,400	157,000			1,629,200
62	1,278,800		685,400	212,000			2,176,200
計	3,390,400	7,000	2,813,400	471,000	157,900	397,700	7,237,400

借入先一覧（公共・流域別）

（単位：千円）

年 度	借 入 先 業 別	大蔵省資金運用部資金			郵 政 省	公 営 企 業 金 融 公 庫	東 京 都 市 町 村 振 興 基 金	市 内 金 融 機 関	計
		一 般 分	特 別 分	臨 特 分					
32	公共下水道	77,000			7,000	13,000		16,000	113,000
1	流域下水道	—				—		—	—
53	計	77,000			7,000	13,000		16,000	113,000
54	公共下水道	9,800				12,200		2,400	24,400
	流域下水道	—				—		—	—
	計	9,800				12,200		2,400	24,400
55	公共下水道	28,900				36,200		7,200	72,300
	流域下水道	2,600				2,500			5,100
	計	31,500				38,700		7,200	77,400
56	公共下水道	49,300				59,000		3,200	111,500
	流域下水道	9,500				9,500			19,000
	計	58,800				68,500		3,200	130,500
57	公共下水道	80,900				100,000		12,400	193,300
	流域下水道	5,300				5,300			10,600
	計	86,200				105,300		12,400	203,900
58	公共下水道	92,500				109,900			202,400
	流域下水道	9,700				9,500			19,200
	計	102,200				119,400			221,600
59	公共下水道	134,300				252,700	86,000	37,000	510,000
	流域下水道	44,000				39,400	16,000		99,400
	計	178,300				292,100	102,000	37,000	609,400
60	公共下水道	296,500		9,600		219,200			525,300
	流域下水道	58,200		7,000		47,600			112,800
	計	354,700		16,600		266,800			638,100
61	公共下水道	577,400	200,000	52,400		445,200	133,000		1,408,000
	流域下水道	93,900		23,200		63,300	24,000		204,400
	計	671,300	200,000	75,600		508,500	157,000		1,612,400
62	公共下水道	851,700	15,600	101,300		566,900	128,000		1,663,500
	流域下水道	177,500		93,500		118,500	34,000		423,500
	計	1,029,200	15,600	194,800		685,400	162,000		2,087,000
計	公共下水道	2,198,300	215,600	163,300	7,000	1,814,300	347,000	78,200	4,823,700
	流域下水道	400,700		123,700		295,600	74,000		894,000
	計	2,599,000	215,600	287,000	7,000	2,109,900	421,000	78,200	5,717,700

(3) 下水道使用料

下水道使用料は、管きょ及び処理場の管理運営に要する経費の財源で、下水道法第20条に基づき、下水道条例で定められている。本市の使用料は、昭和33年に制定され、昭和36年には基本料金制をとり入れた。その後、昭和53年には東京都と同一料金に改定し、従量逡増使用料体系を採用し、現行料金体系ができあがった。

日野市下水道料金改定の推移

(単位：円)

実施年月日 区 分		33. 10. 8	36. 4. 1	53. 4. 1	54. 4. 1	55. 4. 1	60. 12. 1	63. 4. 1
一 般 汚 水	10 m ³ まで	—	55 円	140	160	180	320	400
	11 ～ 20 m ³	水道使用料の $\frac{4}{10}$ (1 m ³ につき 8 円 80 銭)	11 m ³ 以上 (1 m ³ につき 5 円 50 銭)	30	35	40	65	70
	21 ～ 50 m ³	井戸汚水 1 m ³ につき 4 円	井戸汚水 1 m ³ につき 3 円	40	50	55	85	90
	51 ～ 100 m ³	風呂 1 個 1 月につき 20 円	風呂 1 個 1 月につき 20 円	55	60	70	105	115
	101 ～ 200 m ³	便器使用料 1 個 1 月につき	便器使用料 1 個 1 月につき	65	75	85	125	145
	201 ～ 500 m ³	(大便器 20 円) 小便器 10 円 兼用便器 30 円)	(大便器 20 円) 小便器 10 円 兼用便器 30 円)	80	90	105	145	180
	501 ～ 1,000 m ³			95	110	125	170	215
	1,001 m ³ 以上			110	130	145	190	255
浴 場 汚 水	10 m ³ まで	—	—	70	80	90	130	130
	11 m ³ 以上 1 m ³ につき	—	—	7	8	9	13	13
共 用 汚 水	10 m ³ まで	—	—	80	90	—	—	—
	11 m ³ 以上 1 m ³ につき	—	—	8	9	—	—	—

① 使用料の賦課徴収

昭和 33 年に供用開始した下水道の使用料の賦課徴収事務は、当初、庶務課で行い、その後、水道課、税務課、徴収課、下水道課、清掃課を経て、昭和 49 年より水道事業が東京都に一元化されたことに伴い事務管理者である東京都に委託し、現在に至っている。

収入状況の推移

年 度	区 分	調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収 入 割 合 (%)
57	現 年 度 分		86,296,870	
	過 年 度 分		580,815	
	計	88,057,150	86,877,685	98.7
58	現 年 度 分	90,648,893	89,620,466	98.9
	過 年 度 分	1,800,331	1,535,755	85.3
	計	92,449,224	91,156,221	98.6
59	現 年 度 分	90,361,303	89,656,238	99.2
	過 年 度 分	1,259,619	730,335	58.0
	計	91,620,922	90,386,573	98.7
60	現 年 度 分	95,481,028	93,571,871	98.0
	過 年 度 分	1,439,465	771,335	53.6
	計	96,920,493	94,343,206	97.3
61	現 年 度 分	133,938,909	132,741,618	99.1
	過 年 度 分	1,353,176	596,704	44.1
	計	135,292,085	133,338,322	98.6
62	現 年 度 分	133,793,281	133,090,311	99.5
	過 年 度 分	1,455,820	676,480	46.5
	計	135,249,101	133,766,791	98.9

2. 事業費

年度	区分		事業費	国庫補助金
57	建設費	公共	373,887	30,000
		流域	13,986	
	管理運営費	普通	134,340	
		合計	362,514	61,000
	計		884,727	91,000
58	建設費	公共	434,148	43,200
		流域	23,010	
	管理運営費	普通	155,207	
		合計	651,198	40,000
	計		1,263,563	83,200
59	建設費	公共	817,040	30,000
		流域	108,347	
	管理運営費	普通	160,659	
		合計	398,948	
	計		1,484,994	30,000
60	建設費	公共	1,201,434	102,300
		流域	149,620	
	管理運営費	普通	210,018	
		合計	272,892	
	計		1,833,964	102,300
61	建設費	公共	1,981,279	62,000
		流域	253,965	
	管理運営費	普通	265,922	
		合計	204,381	3,000
	計		2,705,547	65,000
62	建設費	公共	2,986,781	488,400
		流域	511,451	
	管理運営費	普通	359,673	2,231
		合計	478,334	47,600
	計		4,336,239	538,231
57～62計	建設費	公共	7,794,569	755,900
		流域	1,060,379	
	管理運営費	普通	1,285,819	2,231
		合計	2,368,267	151,600
	計		12,509,034	909,731

区分		事業費		
		56まで	57～62	計
建設費	公共	302,995	7,794,569	8,097,564
	流域	52,620	1,060,379	1,112,999
	計	355,615	8,854,948	9,210,563
管理運営費		1,038,737	1,285,819	2,324,556
合計		1,394,352	10,140,767	11,535,119

(単位：千円)

財 源 内 訳				
都 補 助 金	地 方 債	下水道使用料	その他の収入	一 般 財 源
480	193,300			150,107
	10,600			3,386
		86,878	1,745	45,717
32,000	149,500		61	119,953
32,480	353,400	86,878	1,806	319,163
1,450	202,400			187,098
	19,200			3,810
		91,156	1,931	62,120
6,000	418,000		61	187,137
7,450	639,600	91,156	1,992	440,165
900	510,000			276,140
	99,400			8,947
		90,387	1,398	68,874
	63,600		54	335,294
900	673,000	90,387	1,452	689,255
1,000	525,300			572,834
	112,800			36,820
		94,343	1,382	114,293
			56	272,836
1,000	638,100	94,343	1,438	996,783
4,050	1,408,000			507,229
	204,400			49,565
		133,338	1,835	130,749
1,570	16,800		56	182,955
5,620	1,629,200	133,338	1,891	870,498
35,740	1,663,500		69	799,072
	423,500			87,951
		133,767	4,061	219,614
16,065	89,200		55	325,414
51,805	2,176,200	133,767	4,185	1,432,051
43,620	4,502,500		69	2,492,480
	869,900			190,479
		629,869	12,352	641,367
55,635	737,100		343	1,423,589
99,255	6,109,500	629,869	12,764	4,747,915

(単位：千円)

財 源 内 訳					
国庫補助金	都 補 助 金	地 方 債	使 用 料	そ の 他	一 般 財 源
772,000	43,620	4,615,500		53,917	2,612,527
		894,000			218,999
772,000	43,620	5,509,500		53,917	2,831,526
2,231			1,137,035	21,471	1,163,819
774,231	43,620	5,509,500	1,137,035	75,388	3,995,345

IV 建設事業

1. 公共下水道

(1) 建設費

(単位：千円)

年度	区 分			事 業 費	財 源 内 訳				
					国庫補助金	都 補 助 金	地 方 債	一 般 財 源	
57	流域 関連	南多摩	汚 水	102,410	8,040	480	88,600	5,290	
			雨 水	40,130	21,960		15,700	2,470	
		浅 川							
		秋 川							
		小 計			142,540	30,000	480	104,300	7,760
		他市負担金			98,270			89,000	9,270
	多摩平処理区			82,140				82,140	
	処理場周辺環境整備								
	そ の 他			9,150				9,150	
	合 計			332,100	30,000	480	193,300	108,320	
58	流域 関連	南多摩	汚 水	273,368	30,600	1,450	182,300	59,018	
			雨 水	26,247	12,600		12,100	1,547	
		浅 川							
		秋 川							
		小 計			299,615	43,200	1,450	194,400	60,565
		他市負担金			10,051			8,000	2,051
	多摩平処理区			57,249				57,249	
	処理場周辺環境整備			4,076				4,076	
	そ の 他			8,900				8,900	
	合 計			379,891	43,200	1,450	202,400	132,841	
59	流域 関連	南多摩	汚 水	454,018	30,000	900	396,300	26,818	
			雨 水						
		浅 川			75,455				75,455
		秋 川							
		小 計			529,473	30,000	900	396,300	102,273
		他市負担金			33,466			27,700	5,766
	多摩平処理区			112,905			86,000	26,905	
	処理場周辺環境整備			7,412				7,412	
	そ の 他			59,193				59,193	
	合 計			742,449	30,000	900	510,000	201,549	

年度	区 分		事 業 費	財 源 内 訳			
				国庫補助金	都 補 助 金	地 方 債	一 般 財 源
60	流域 関連	南多摩	汚 水	468,034	94,050	(8,600) 267,900	106,084
			雨 水	161,235	8,250	(700) 10,600	142,385
		浅 川		90,212		41,200	49,012
		秋 川		274,413		1,000 201,900	71,513
		小 計		993,894	102,300	(9,300) 521,600	368,994
		他市負担金		11,674		(300) 3,700	7,974
	多摩平処理区		40,200				40,200
	処理場周辺環境整備		22,485				22,485
	そ の 他		46,807				46,807
	合 計		1,115,060	102,300	1,000	(9,600) 525,300	486,460
61	流域 関連	南多摩	汚 水	736,886	45,000	(45,000) 638,600	50,616
			雨 水	234,257			234,257
		浅 川		240,627		950 187,900	51,777
		秋 川		505,392	17,000	(7,400) 448,300	39,662
		小 計		1,717,162	62,000	(52,400) 1,274,800	376,312
		他市負担金		313		200	113
	多摩平処理区		141,000			133,000	8,000
	処理場周辺環境整備		20,590				20,590
	そ の 他		11,600				11,600
	合 計		1,890,665	62,000	4,050	(52,400) 1,408,000	416,615
62	流域 関連	南多摩	汚 水	1,151,038	316,200	(58,400) 637,800	178,718
			雨 水	323,850			323,850
		浅 川		766,631	70,200	(23,000) 559,300	126,601
		秋 川		469,799	102,000	(19,400) 334,900	26,009
		小 計		2,711,318	488,400	(100,800) 1,532,000	655,178
		他市負担金		4,647		(500) 3,500	1,147
	多摩平処理区		153,666			128,000	25,666
	処理場周辺環境整備		19,610				19,610
	そ の 他						
	合 計		2,889,241	488,400	35,740	(101,300) 1,663,500	701,601
累 計	流域 関連	南多摩	汚 水	3,185,754	523,890	(112,000) 2,211,500	426,544
			雨 水	785,719	42,810	(700) 38,400	704,509
		浅 川		1,172,925	70,200	(23,000) 788,400	302,845
		秋 川		1,249,604	119,000	(26,800) 985,100	137,184
		小 計		6,394,002	755,900	(162,500) 4,023,400	1,571,082
		他市負担金		158,421		(800) 132,100	26,321
	多摩平処理区		587,160			347,000	240,160
	処理場周辺環境整備		74,173				74,173
	そ の 他		135,650				135,650
	合 計		7,349,406	755,900	43,620	(163,300) 4,502,500	2,047,386

※ () 内は臨時財政特例債分・〔 〕 内は八王子市からの負担金分 内書

(2) 公社委託

区画整理地内の管きょ布設については、区画整理事業の進捗に合せ、街路築造と同時に行っている。

本市では、現在「万願寺土地区画整理事業」を（財）新都市建設公社に委託しているので、管きょ布設についても同公社委託を原則として事業を進めている。

① 事業概要（認可上）

処理分区名	浅川左岸処理分区
面積	160 <i>ka</i>
期間	昭和 59～67 年度
事業費	2,772,698 千円
管径及び延長	○ 2,000～250 $\ell = 41,221 \text{ m}$

② 事業費

(単位：千円)

年度	事業費 (委託料)	事業費内訳			整備延長 (m)	面積 (<i>ka</i>)
		工事費	事務費	利子		
59	※ 10,000	10,000	—		○ 250 242.8	0.85
59	65,455	58,083	7,372		○ 400～250 1,445.47	4.39
60	79,512	70,137	9,375		○ 400～250 2,928.02	8.99
61	111,016	97,960	12,882	174	○ 350～250 4,785.20	15.52
62	※ 92,900	92,900	—		○ 2000 153.19	0.33
62	174,480	154,318	20,162		○ 350～250 6,476.07	22.52
計	533,363	483,398	49,791	174	16,030.75	52.61

※ 市直営分で本工事費のみ計上

③ 財源内訳

(単位：千円)

年度	事業費	財源内訳				
		国費	都費	地方債	八王子市負担金	一般財源
59	75,455					75,455
60	79,512					79,512
61	111,016		950	74,000		36,066
62	267,380	25,000	3,330	97,000	69	141,981
計	533,363	25,000	4,280	171,000	69	333,014

(3) 事務委託

流域関連公共下水道はその性格上隣接する市に建設及び維持管理について、事務を委託した方が経済的かつ効率的な場合がある。一般的には地方自治法第252条の14により事務の委託をするが、建設については、私法上の契約も可能である。

① 八王子市（私法上の委託）

(ア) 経 過

昭和58年6月9日、「八王子市と日野市の間の公共下水道事業の取り扱いに関する覚書」を締結した。この覚書に基づき必要に応じ「公共下水道事業に関する協定」を締結し業務を進めている。

(イ) 委託内容

区 分 年 度	工 事 規 模			工 事 費 (円)	工 事 簡 所
	管 径	延長(m)	人 孔		
58	⊙700～600	252.2	11	35,720,000	八王子市大和田1-34先外 高倉1号幹線
59	⊙500～300	443.0	10	57,099,563	八王子市小宮町199先外 小宮2号幹線、小宮地区枝線
60	⊙450～250	76.9	1	22,000,000	八王子市小宮町160先外 小宮2号幹線、小宮地区枝線
61	⊙450	35.8	—	4,860,222	八王子市小宮町177先外 小宮2号幹線
62	⊙800～250	814.3	34	40,519,903	八王子市長沼町60先外 長沼地区枝線 八王子市長沼町108先外 長沼地区枝線 八王子市大和田町1-33先外 高倉1号幹線、大和田地区枝線

(ウ) 負担金

(単位：円)

年度	58	59	60	61	62	計
支払額	271,769	7,105,896	4,948,004	313,259	4,646,982	17,285,910

② 多摩市（地方自治法第 252 条の 14 による委託）

（ア）経 過

昭和 54 年 10 月 5 日「日野市と多摩市との間の公共下水道事業の事務委託に関する規約」を締結した。同規約を都知事に届出。又、規約に基づき、「日野市と多摩市との間の公共下水道事業の事務委託に関する規約付属協定」及び、「日野市と多摩市との公共下水道事業の事務委託に関する規約付属協定細則」を締結し、業務を進めている。

（イ）委託内容

区 分 年 度	工 事 規 模			工 事 費 (円)	工 事 簡 所
	管 径	延長(m)	人 孔		
49	5,844 └┐ 4,540×2,175 (雨水)	301.4	—	17,330,000	多摩市関戸 2-19 先外 大栗左岸 6 号幹線その 1
50	└┐1,600×650 (雨水)	244.4	—	8,370,000	多摩市関戸 3-4 先外 大栗左岸 6 号幹線その 1
51	□1,800×1,800 □2,100×1,890 (雨水) ○800~400 (汚水)	839.65	12	239,609,230	多摩市関戸 1-1 先外 大栗左岸 6 号幹線その 1 多摩市関戸 1-1 先外 大栗 2 号幹線その 1
52	□1,650×1,650 □1,800×1,800 (雨水) ○800~300 (汚水)	516.5	11	72,000,000	多摩市関戸 1-2 先外 大栗左岸 6 号幹線その 1 多摩市関戸 1-2 先外 大栗 2 号幹線その 1
53	□1,650×1,650 (雨水) ○300 (汚水)	632.7	11	113,000,000	多摩市一ノ宮 691 先外 大栗左岸 6 号幹線その 1 多摩市一ノ宮 691 先外 大栗 2 号幹線その 1
54	□2,400×2,400 (雨水) ○2,500 (汚水)	298.55	9	68,138,000	多摩市関戸 3 丁目先外 大栗左岸 6 号幹線その 1 多摩市和田 1,463 先外 和田地区枝線

55	$\sqrt{\cdot}$ 3,900 2,700×2,000 （雨水）	161.9	—	76,900,000	多摩市和田 1,047 先外 大栗左岸 2 号幹線その 1
56	$\square$ 1,650×1,650 / $\odot$ 1,200 （雨水） $\odot$ 300～250 （汚水）	1,364.46	35	138,000,363	多摩市和田 1,617 先外 大栗左岸 2 号幹線その 2 多摩市一ノ宮 811 先外 大栗左岸 6 号幹線その 1 多摩市一ノ宮 811 先外 大栗 2 号幹線その 1 多摩市和田 1,046 先外 大栗 4 号幹線
57	$\odot$ 800～400 （汚水）	1,239.6	38	167,677,265	多摩市関戸 2-35 先外 大栗 2 号幹線その 1 多摩市和田 1,723 先外 大栗 4 号幹線その 1
58	$\odot$ 800～500 （汚水）	258	5	55,571,107	多摩市関戸 2-32 先外 大栗 2 号幹線その 1
59	$\odot$ 800 （汚水）	212.93	5	30,850.927	多摩市和田 1,731 先外 大栗 4 号幹線
60	$\odot$ 800 （汚水）	9.4	—	7,100,000	多摩市一ノ宮 112 先外 大栗 4 号幹線

(ウ) 負担金

年 度	区 分	支払額(決算額)	精 算 額	負 担 金
49 / 53 ※	汚 水			18,868,069
	雨 水			201,810,505
	計			220,678,574
54	汚 水	26,268,290	△ 4,119,163	3,281,058
	雨 水	246,387,083	△ 23,800,823	20,775,755
	計	272,655,373	△ 27,919,986	24,056,813
55	汚 水	0	0	0
	雨 水	83,436,739	68,709	83,505,448
	計	83,436,739	68,709	83,505,448
56	汚 水	37,257,130	△ 807,917	36,449,213
	雨 水	96,112,819	2,117,417	98,230,236
	計	133,369,949	1,309,500	134,679,449
57	汚 水	95,714,071	5,310,124	101,024,195
	雨 水	2,555,509	5,210	2,560,719
	計	98,269,580	5,315,334	103,584,914
58	汚 水	9,779,013	8,377,908	18,156,921
	雨 水	0	0	0
	計	9,779,013	8,377,908	18,156,921
59	汚 水	0	12,509,914	12,509,914
	雨 水	26,360,381	0	26,360,381
	計	26,360,381	12,509,914	38,870,295
60 ※	汚 水	6,725,524	338,621	7,064,145
	雨 水	0	0	0
	計	6,725,524	338,621	7,064,145
合 計	汚 水	175,744,028	21,609,487	197,353,515
	雨 水	454,852,531	△ 21,609,487	433,243,044
	計	630,596,559	0	630,596,559

※ 49～53年度の負担金については、54年度に支出、又、流域面積変更及び未請求分があった為、負担金に変更が生じたので、60年度に調整をした。

(4) 処理場周辺環境整備事業

① 事業内容

処 理 場 (施 工 市)	事 業 概 要	期 間 (年 度)
南 多 摩 (稲 城 市)	親水公園新設 用地買収 818 m^2 水路と緑道1路線 $\ell = 999\ m$ $W = 2.5 \sim 10\ m$ 小公園 3カ所 道路整備 用地買収 2,813 m^2 新設1路線 $\ell = 160\ m$ $W = 6\ m$ 改良1 " $\ell = 530\ m$ $W = 6\ m$ 多目的広場・集会場新設 用地買収 1,602 m^2 RC造2階建 延床面積 358 m^2 庭園築造 用地買収 929 m^2	57 ～ 61
浅 川 (日 野 市)	東部会館建設 用地買収 1,224 m^2 SRC造地上3階地下1階建 建築面積 782 m^2 延床面積 2,312 m^2 消防施設建設事業 用地買収 施設建設	61 ～ 元
八 王 子 (八 王 子 市)	地区会館建設事業 平町及び小宮町内各1カ所 運動施設建設事業 平町 —— 野球場・バレーコート 小宮町 —— 野球場・プール(大・小2池) テニスコート(2面) 消防施設建設事業 平町内用地買収のみ 道路新設改修事業 平町及び小宮町内 11路線 $W = 2.5 \sim 5\ m$ 用水路整備事業 平町及び小宮町内3カ所	59 ～ 2

多摩川流域下水道南多摩処理場周辺の環境整備に関する覚書

浅川処理場周辺の環境整備事業に関する協定

八王子

55. 2. 6締結

61. 3. 13 "

60. 4. 1 "

② 事業費及び負担金

(単位：千円)

処 理 場 (施 工 市)	選 定 事 業 費 (総 事 業 費)	※1 日野市負担割合	日野市負担金	関係団体負担金
南 多 摩 (稲 城 市)	1,400,000 (1,435,247)	0.021	29,400	東京都 700,000 八王子市 142,800 町田市 19,600 多摩市 176,400 新住宅市街地開発事業 施行者 東京都 105,000 公 団 197,400 公 社 29,400
浅 川 (日 野 市)	1,050,000 (1,223,200)	0.27675	290,588	東京都 525,000 八王子市 234,412
八 王 子 (八王子市)	1,500,000 (2,517,970)	0.07240	108,600	東京都 750,000 八王子市 422,925 昭島市 1,200 秋川市 124,800 羽村町 825 日の出町 42,150 五日市町 49,500

※1 日野市負担割合

⑦ 南多摩処理場周辺環境整備事業

選定事業費の1/2を東京都が負担、残り1/2を稲城市(施工市)を除く関係団体が処理場建設負担割合(日最大計画汚水量比)で負担

$$\text{一般分} \times \frac{\text{日野市分}}{\text{一般分} - \text{稲城市分}} \div \text{全体} \times \frac{1}{2} = 248,770 \text{ m}^3 \times \frac{12,766 \text{ m}^3}{248,770 \text{ m}^3 - 90,438 \text{ m}^3} \div 472,553 \text{ m}^3 \times \frac{1}{2} = 0.021$$

⑧ 浅川・八王子処理場周辺環境整備事業

選定事業費の1/2を東京都が負担、残り1/2を関係市が処理場建設負担割合で負担

$$\text{浅川} \quad 0.5535 \times \frac{1}{2} = 0.27675 \quad \text{八王子} \quad 0.1448 \times \frac{1}{2} = 0.07240$$

③ 負担金支払状況

(単位：千円)

年 度 \ 処理場	南 多 摩	※2 浅 川	八 王 子	合 計
58	4,076	—	—	4,076
59	6,912	—	—	6,912
60	11,880	—	9,704	21,584
61	6,532	78,459	14,058	99,049
62	—	79,704	18,410	98,114
合 計	29,400	158,163	42,172	229,735

※2 施工市が日野市のため負担金は計算上の数字

2. 流域下水道建設負担金

本市の下水道は、多摩平処理区を含め、市街化区域（2,240ha）全域が、東京都の多摩川流域公共下水道計画に基づく流域関連公共下水道であり、現在整備を進めている。これとは別にこの下水を排除するための幹線管きょ、ポンプ所、終末処理場は、流域下水道として、国費、都費、関係市町負担金を財源に流域下水道の管理者である東京都が施工している。

この関係市町負担金は、都議会の議決を経て決定され（下水道法第31条の2）流域下水道本部で定めた「流域下水道建設事業関係市町負担金事務取扱要綱」に基づき、昭和54年度より南多摩処理区、55年度より浅川処理区、58年度より秋川処理区の建設費を負担している。

(1) 負担総額

（単位：千円）

処理区 区分		南 多 摩	浅 川	秋 川	計
認 可 事 業 費		44,320,000	38,000,000	60,508,000	142,828,000
管 き ょ	大栗	5,203,231	4,870,000	26,358,000	45,593,245
	乞田	5,318,494			
	稲城	3,843,520			
ポ ン プ 所		2,829	—	—	2,829
処 理 場	用地	12,531,127	15,188,000	14,150,000	41,869,127
	施設	17,420,799	17,942,000	20,000,000	55,362,799
関係市町負担額		2,693,569	7,139,270	11,604,500	21,437,339
管 き ょ	大栗	869,317	1,026,170	5,554,000	7,763,598
	乞田	126,392			
	稲城	187,719			
ポ ン プ 所		741	—	—	741
処 理 場		1,509,400	6,113,100	6,050,500	13,673,000
日野市 負担率	管 き ょ	大栗幹線 15.3 %	22.63 %	8.38 %	—
		乞田 " —			
		稲城 " 5.2 %			
	ポンプ所	5.2 %	—	—	—
	処 理 場	5.1 %	55.35 %	14.48 %	—
日野市負担総額		219,786	3,615,823	1,341,537	5,177,146
62年度までの負担金		136,946	724,208	251,845	1,112,999

(2) 負担金支払状況

(単位：千円)

年 度	処 理 区	負 担 金	財 源 内 訳	
			地 方 債	一 般 財 源
54	南 多 摩	3,960		3,960
	浅 川			
	秋 川			
	計	3,960		3,960
55	南 多 摩	14,840	4,600	10,240
	浅 川	797	500	297
	秋 川			
	計	15,637	5,100	10,537
56	南 多 摩	29,988	16,300	13,688
	浅 川	3,035	2,700	335
	秋 川			
	計	33,023	19,000	14,023
57	南 多 摩	13,986	10,600	3,386
	浅 川			
	秋 川			
	計	13,986	10,600	3,386
58	南 多 摩	12,610	11,200	1,410
	浅 川			
	秋 川	10,400	8,000	2,400
	計	23,010	19,200	3,810
59	南 多 摩	4,024	2,400	1,624
	浅 川	67,430	64,900	2,530
	秋 川	36,893	32,100	4,793
	計	108,347	99,400	8,947
60	南 多 摩	37,808	20,100	17,708
	浅 川	62,059	60,000	2,059
	秋 川	49,753	32,700	17,053
	計	149,620	112,800	36,820
61	南 多 摩	3,699	2,900	799
	浅 川	183,946	147,300	36,646
	秋 川	66,320	54,200	12,120
	計	253,965	204,400	49,565
62	南 多 摩	16,031	12,900	3,131
	浅 川	406,941	337,700	69,241
	秋 川	88,479	72,900	15,579
	計	511,451	423,500	87,951
計	南 多 摩	136,946	81,000	55,946
	浅 川	724,208	613,100	111,108
	秋 川	251,845	199,900	51,945
	計	1,112,999	894,000	218,999

V 管 理 運 営 費

管理運営費とは、下水道の維持管理に係る経費と、公債費の合計をいう。

（昭和56年度以前はVI多摩平処理場の項を参照）

（単位：千円）

年 度	区 分		事 業 費	財 源 内 訳		
				下水道使用料	そ の 他 収 入	一 般 財 源
57	維持 管理 費	処 理 場	91,638	86,878	1,745	3,015
		管 き ょ	770			770
		維 持 管 理 負 担 金				
		そ の 他	14,193			14,193
		計	106,601	86,878	1,745	17,978
	公債 費	元 金	2,666			2,666
		利 子	19,850			19,850
		計	22,516			22,516
		計	129,117	86,878	1,745	40,494
58	維持 管理 費	処 理 場	96,281	91,156	1,931	3,194
		管 き ょ	735			735
		維 持 管 理 負 担 金				
		そ の 他	14,159			14,159
		計	111,175	91,156	1,931	18,088
	公債 費	元 金	5,180			5,180
		利 子	33,426			33,426
		計	38,606			38,606
		計	149,781	91,156	1,931	56,694
59	維持 管理 費	処 理 場	85,481	85,481		
		管 き ょ	758	758		
		維 持 管 理 負 担 金				
		そ の 他	14,839	4,148	1,398	9,293
		計	101,078	90,387	1,398	9,293
	公債 費	元 金	5,573			5,573
		利 子	48,680			48,680
		計	54,253			54,253
		計	155,331	90,387	1,398	63,546

年度	区 分		事 業 費	財 源 内 訳		
				下水道使用料	そ の 他 収 入	一 般 財 源
60	維持管理費	処 理 場	77,550	77,550		
		管 き ょ	16,037	16,037		
		維持管理負担金	12	12		
		そ の 他	17,604	732	1,382	15,490
		計	111,203	94,331	1,382	15,490
	公債費	元 金	6,058			6,058
		利 子	86,999			86,999
		計	93,057			93,057
計			204,260	94,331	1,382	108,547
61	維持管理費	処 理 場	94,835	94,835		
		管 き ょ	11,487	11,487		
		維持管理負担金	1,912	1,912		
		そ の 他	18,427	18,427		
		計	126,661	126,661		
	公債費	元 金	7,297			7,297
		利 子	125,923	6,677	1,835	117,411
		計	133,220	6,677	1,835	124,708
計			259,881	133,338	1,835	124,708
62	維持管理費	処 理 場	93,839	93,839		
		管 き ょ	15,568	15,568		
		維持管理負担金	4,193	4,193		
		そ の 他	24,469	20,167	3,992	310
		計	138,069	133,767	3,992	310
	公債費	元 金	21,252			21,252
		利 子	193,849		2,231	191,618
		計	215,101		2,231	212,870
計			353,170	133,767	6,223	213,180
57 62	維持管理費	処 理 場	539,624	529,739	3,676	6,209
		管 き ょ	45,355	43,850		1,505
		維持管理負担金	6,117	6,117		
		そ の 他	103,691	43,474	6,772	53,445
		計	694,787	623,186	10,448	61,159
	公債費	元 金	48,026			48,026
		利 子	508,727	6,677	4,066	497,984
		計	556,753	6,677	4,066	546,010
計			1,251,540	629,857	14,514	607,169

1. 維持管理費

(1) 管きょ清掃

将来、供用開始区域が広がれば、管路施設の定期的な点検、清掃を実施する予定である。

現在は、必要に応じ点検、清掃を実施している。

昭和60年12月の南多摩処理区の供用開始後、 $\frac{60}{62}$ 年度に管きょ清掃を2件実施した。

昭和 $\frac{60}{62}$ 年度 延長 2,506 m 事業費(委託料) 465 千円

(2) 流域下水道維持管理負担金

流域関連公共下水道の供用開始に伴い、東京都で管理する幹線、処理場等に係る維持管理経費を関係市が処理場へ流入する汚水の流入量に応じて支払う負担金。

南多摩処理区

年度	1 m ³ 当り単価	使用料対象水量 ㉠	処理量 ㉢	負担金	有収率 ㉠/㉢
60	38 円	250 m ³	326 m ³	12,388 円	76.7 %
61	38	46,371	50,317	1,912,046	92.2
62	38	103,381	110,332	4,192,616	93.7
計	—	150,002	160,975	6,117,050	93.2

※ 処理量(流入量)は関係市の使用料調定対象水量の割合で総処理量を按分して算出する。

(3) 下水道台帳整備

管路施設の整備が終り次第、下水道法第23条に基づき公共下水道の台帳を調整し保管している。

下水道台帳は、公共用施設としての下水道の管理の適正な把握の基本となるとともに、下水道使用者の閲覧にも供されるものである。

南多摩処理区

年度	委託内容		金額(千円)	備考
	図 化(km ²)	台帳作成(km)		
60	0.11	3	6,900	航空写真撮影 2.32 km ² 含
61	0.7	—	7,000	
62	—	17	9,500	
計	0.81	20	23,400	

2. 公 債 費

下水道建設に要する事業費の財源の一部として借り入れた地方債の償還金である。

公共下水道事業

借区 入 先分	借 入 年 度	借 入 利 率	償 還 所 要 額			償
			元 金 (市債借入金)	利 子	計	元 金
大 蔵 省 資 金 運 用 部 資 金	※46	6.50%	28,000,000	36,022,456	64,022,456	8,362,750
	※47	6.20	31,000,000	39,544,862	70,544,862	7,242,568
	54	7.15	9,800,000	14,877,400	24,677,400	479,903
	55	7.50	28,900,000	45,970,164	74,870,164	864,941
	56	7.30	49,300,000	76,029,650	125,329,650	732,281
	57	7.30	80,900,000	124,778,830	205,678,830	0
	58	7.10	92,500,000	138,229,307	230,729,307	0
	59	7.10	134,300,000	200,641,767	334,941,767	0
	60	6.05	306,100,000	381,038,066	687,138,066	0
	61	4.60	629,800,000	576,273,352	1,206,073,352	0
	61	4.60	200,000,000	183,002,046	383,002,046	0
	62	4.80	953,000,000	914,774,975	1,867,774,975	0
	62	4.80	15,600,000	14,974,283	30,574,283	0
	計		2,559,200,000	2,746,157,158	5,305,357,158	17,682,443
公 営 企 業 金 融 公 庫	※47	6.40	13,000,000	11,022,860	24,022,860	7,800,000
	54	7.25	12,200,000	17,383,326	29,583,326	701,099
	55	7.60	36,200,000	54,261,660	90,461,660	1,277,194
	56	7.40	59,000,000	86,026,261	145,026,261	1,029,604
	57	7.40	100,000,000	145,199,020	245,199,020	0
	58	7.20	109,900,000	154,714,057	264,614,057	0
	59	7.20	252,700,000	355,644,058	608,344,058	0
	60	6.15	219,200,000	258,103,789	477,303,789	0
	61	4.70	445,200,000	388,537,418	833,737,418	0
	62	4.90	566,900,000	518,055,903	1,084,955,903	0
	計		1,814,300,000	1,988,948,352	3,803,248,352	10,807,897
東 京 都 市 基 本 振 興 金	※59	7.10	86,000,000	40,923,172	126,923,172	8,352,089
	※61	5.20	133,000,000	45,690,531	178,690,531	0
	※62	5.00 4.80	128,000,000	40,488,720	168,488,720	0
	計		347,000,000	127,102,423	474,102,423	8,352,089
市 内 金 融 機 関	54	8.00	2,400,000	1,689,199	4,089,199	1,104,000
	55	8.00	7,200,000	4,990,838	12,190,838	2,720,000
	56	7.80	3,200,000	2,157,063	5,357,063	968,000
	59	6.60	37,000,000	21,217,790	58,217,790	2,846,000
	計		49,800,000	30,054,890	79,854,890	7,638,000
公 共 合 計			4,770,300,000	4,892,262,823	9,662,562,823	44,480,429

※ 多摩平下水処理場改修に伴う借入金

(単位：円)

還 済 額		未 償 還 額		
利 子	計	元 金 (市債残額)	利 子	計
25,454,006	33,816,756	19,637,250	10,568,450	30,205,700
26,468,084	33,710,652	23,757,432	13,076,778	36,834,210
5,564,465	6,044,368	9,320,097	9,312,935	18,633,032
14,748,253	15,613,194	28,035,059	31,221,911	59,256,970
20,964,025	21,696,306	48,567,719	55,065,625	103,633,344
28,533,430	28,533,430	80,900,000	96,245,400	177,145,400
25,199,407	25,199,407	92,500,000	113,029,900	205,529,900
26,999,267	26,999,267	134,300,000	173,632,500	307,942,500
33,917,766	33,917,766	306,100,000	347,120,300	653,220,300
23,851,302	23,851,302	629,800,000	552,422,050	1,182,222,050
7,574,246	7,574,246	200,000,000	175,427,800	375,427,800
0	0	953,000,000	914,774,975	1,867,774,975
0	0	15,600,000	14,974,283	30,574,283
239,274,251	256,956,694	2,541,517,557	2,506,882,907	5,048,400,464
9,608,460	17,408,460	5,200,000	1,414,400	6,614,400
6,924,227	7,625,326	11,498,901	10,459,099	21,958,000
18,739,378	20,016,572	34,922,806	35,522,282	70,445,088
25,704,813	26,734,417	57,970,396	60,321,448	118,291,844
35,590,958	35,590,958	100,000,000	109,608,062	209,608,062
30,187,873	30,187,873	109,900,000	124,526,184	234,426,184
51,118,786	51,118,786	252,700,000	304,525,272	557,225,272
24,394,707	24,394,707	219,200,000	233,709,082	452,909,082
16,940,164	16,940,164	445,200,000	371,597,254	816,797,254
0	0	566,900,000	518,055,903	1,084,955,903
219,209,366	230,017,263	1,803,492,103	1,769,738,986	3,573,231,089
17,364,460	25,716,549	77,647,911	23,558,712	101,206,623
5,817,019	5,817,019	133,000,000	39,873,512	172,873,512
0	0	128,000,000	40,488,720	168,488,720
23,181,479	31,533,568	338,647,911	103,920,944	442,568,855
1,298,211	2,402,211	1,296,000	390,988	1,686,988
3,467,638	6,187,638	4,480,000	1,523,200	6,003,200
1,330,107	2,298,107	2,232,000	826,956	3,058,956
7,128,506	9,974,506	34,154,000	14,089,284	48,243,284
13,224,462	20,862,462	42,162,000	16,830,428	58,992,428
494,889,558	539,369,987	4,725,819,571	4,397,373,265	9,123,192,836

流域下水道事業（建設負担金）

借区 入 先分	借入 年度	借入 利率	償 還 所 要 額			償 元 金
			元 金 （市債借入額）	利 子	計	
大蔵省資金運用部資金	55	7.50	2,600,000	4,135,725	6,735,725	77,815
	56	7.30	9,500,000	14,650,750	24,150,750	141,109
	57	7.30	5,300,000	8,239,800	13,539,800	0
	58	7.10	9,700,000	14,495,382	24,195,382	0
	59	7.10	44,000,000	65,735,177	109,735,177	0
	60	6.05	65,200,000	81,161,961	146,361,961	0
	61	4.60	117,100,000	107,147,671	224,247,671	0
	62	4.80	271,000,000	260,130,129	531,130,129	0
計			524,400,000	555,696,595	1,080,096,595	218,924
公営企業金融公庫	55	7.60	2,500,000	3,747,345	6,247,345	88,203
	56	7.40	9,500,000	13,851,677	23,351,677	165,784
	57	7.40	5,300,000	7,763,245	13,063,245	0
	58	7.20	9,500,000	13,373,820	22,873,820	0
	59	7.20	39,400,000	55,450,632	94,850,632	0
	60	6.15	47,600,000	56,048,076	103,648,076	0
	61	4.70	63,300,000	55,243,536	118,543,536	0
	62	4.90	118,500,000	108,290,030	226,790,030	0
計			295,600,000	313,768,361	609,368,361	253,987
東村 京振 都興 市基 町金	59	7.10	16,000,000	14,932,397	30,932,397	466,100
	61	3.00	24,000,000	13,942,314	37,942,314	0
	62	3.00	34,000,000	19,751,617	53,751,617	0
計			74,000,000	48,626,328	122,626,328	466,100
流 域 合 計			894,000,000	918,091,284	1,812,091,284	939,011
準公営企業分合計			5,664,300,000	5,810,354,107	11,474,654,107	45,419,440

(単位：円)

還 済 額		未 償 還 額		
利 子	計	元 金 (市債残額)	利 子	計
1,326,832	1,404,647	2,522,185	2,808,893	5,331,078
4,039,721	4,180,830	9,358,891	10,611,029	19,969,920
1,934,500	1,934,500	5,300,000	6,305,300	11,605,300
2,642,532	2,642,532	9,700,000	11,852,850	21,552,850
8,845,627	8,845,627	44,000,000	56,889,550	100,889,550
7,224,561	7,224,561	65,200,000	73,937,400	139,137,400
4,434,721	4,434,721	117,100,000	102,712,950	219,812,950
0	0	271,000,000	260,130,129	531,130,129
30,448,494	30,667,418	524,181,076	525,248,101	1,049,429,177
1,294,156	1,382,359	2,411,797	2,453,189	4,864,986
4,138,909	4,304,693	9,334,216	9,712,768	19,046,984
1,954,015	1,954,015	5,300,000	5,809,230	11,109,230
2,609,506	2,609,506	9,500,000	10,764,314	20,264,314
7,970,242	7,970,242	39,400,000	47,480,390	86,880,390
5,297,390	5,297,390	47,600,000	50,750,686	98,350,686
2,408,608	2,408,608	63,300,000	52,834,928	116,134,928
0	0	118,500,000	108,290,030	226,790,030
25,672,826	25,926,813	295,346,013	288,095,535	583,441,548
3,230,597	3,696,697	15,533,900	11,701,800	27,235,700
605,589	605,589	24,000,000	13,336,725	37,336,725
0	0	34,000,000	19,751,617	53,751,617
3,836,186	4,302,286	73,533,900	44,790,142	118,324,042
59,957,506	60,896,517	893,060,989	858,133,778	1,751,194,767
554,847,064	600,266,504	5,618,880,560	5,255,507,043	10,874,387,603

都市下水路事業

借区 入 先分	借入 年度	借入 利率	償 還 所 要 額			償
			元 金 (市債借入額)	利 子	計	元 金
大蔵省資金運用部資金	55	7.50	4,500,000	4,489,786	8,989,786	617,387
	56	7.30	36,900,000	35,725,810	72,625,810	3,715,405
	57	7.30	27,400,000	26,870,604	54,270,604	1,772,576
	58	7.10	48,000,000	45,079,935	93,079,935	1,525,157
	61	4.60	8,900,000	5,181,735	14,081,735	0
	62	4.80	39,200,000	25,336,148	64,536,148	0
	計		164,900,000	142,684,018	307,584,018	7,630,525
公営企業金融公庫	55	7.60	235,200,000	224,994,897	460,194,897	31,360,000
	56	7.40	157,800,000	146,980,756	304,780,756	10,520,000
	57	7.20	112,900,000	104,930,323	217,830,323	0
	58	7.20	189,700,000	171,618,702	361,318,702	0
	61	4.70	7,900,000	4,663,356	12,563,356	0
	計		703,500,000	653,188,034	1,356,688,034	41,880,000
東振興基金 東京基 都金	62	5.00 4.80 (4/30日から)	50,000,000	31,098,810	81,098,810	0
	計		50,000,000	31,098,810	81,098,810	0
都市下水路合計			918,400,000	826,970,862	1,745,370,862	49,510,525

そ の 他

借区 入 先分	借入 年度	借入 利率	償 還 所 要 額			償
			元 金 (市債借入額)	利 子	計	元 金
大運用 蔵省部 資資金	55	7.50	123,900,000	92,430,107	216,330,107	29,893,610
	計		123,900,000	92,430,107	216,330,107	29,893,610
東職 京員 都共 市済 町組 村合	55	8.08	63,700,000	42,538,776	106,238,776	27,240,000
	56	7.70	21,400,000	13,583,948	34,983,948	7,650,000
	57	7.50	9,200,000	5,668,500	14,868,500	2,640,000
	59	6.60	63,600,000	34,648,020	98,248,020	6,810,000
	計		157,900,000	96,439,244	25,339,244	44,340,000
そ の 他 合 計			281,800,000	188,869,351	470,669,351	74,233,610

(単位：円)

還 済 額		未 償 還 額		
利 子	計	元 金 (市債残額)	利 子	計
2,227,221	2,844,608	3,882,613	2,262,565	6,145,178
15,376,085	19,091,490	33,184,595	20,349,725	53,534,320
9,906,848	11,679,424	25,627,424	16,963,756	42,591,180
13,049,850	14,575,007	46,474,843	32,030,085	78,504,928
337,053	337,053	8,900,000	4,844,682	13,744,682
0	0	39,200,000	25,336,148	64,536,148
40,897,057	48,527,582	157,269,475	101,786,961	259,056,436
120,424,977	151,784,977	203,840,000	104,569,920	308,409,920
67,965,036	78,485,036	147,280,000	79,015,720	226,295,720
40,182,193	40,182,193	112,900,000	64,748,130	177,648,130
52,107,731	52,107,731	189,700,000	119,510,971	309,210,971
300,600	300,600	7,900,000	4,362,756	12,262,756
280,980,537	322,860,537	661,620,000	372,207,497	1,033,827,497
0	0	50,000,000	31,098,810	81,098,810
0	0	50,000,000	31,098,810	81,098,810
321,877,594	371,388,119	868,889,475	505,093,268	1,373,982,743

(単位：円)

還 済 額		未 償 還 額		
利 子	計	元 金 (市債残額)	利 子	計
59,723,665	89,617,275	94,006,390	32,706,442	126,712,832
59,723,665	89,617,275	94,006,390	32,706,442	126,712,832
29,975,992	57,215,992	36,460,000	12,562,784	49,022,784
8,561,435	16,211,435	13,750,000	5,022,513	18,772,513
3,099,750	5,739,750	6,560,000	2,568,750	9,128,750
10,269,270	17,079,270	56,790,000	24,378,750	81,168,750
51,906,447	96,246,447	113,560,000	44,532,797	158,092,797
111,630,112	185,863,722	207,566,390	77,239,239	284,805,629

Ⅵ 多摩平下水処理場

多摩平地域の下水道は、旧日本住宅公団が施行した「豊田土地区画整理事業」の中で、管きょを布設し、当時の日野町が処理場を建設して、昭和 33 年 10 月単独公共下水道として供用開始をした。

多摩平処理場は、単独処理場として現在も稼動しているが、昭和 54 年 3 月に市が策定した「日野市公共下水道基本計画」では将来廃止することになっている。

この「日野市公共下水道基本計画」は、多摩川・荒川等流域別下水道総合計画（流総計画）と整合を図り策定されたもので、これによると本市の下水道は、流域関連公共下水道として位置づけられ、南多摩、浅川、秋川の 3 処理区に分けられて、それぞれ事業を進めることになっており、既に事業認可をとり供用開始に向けて整備を進めている。

多摩平地域の単独処理区域は、地形の関係で、大部分が秋川処理区に、一部が浅川処理区に統合され、流域下水道の整備を待つて、流域関連公共下水道に切替の予定である。

1. 処理場の概要

名 称	多摩平下水処理場	処理施設の名称	計画（現有）
都市計画決定・事業認可	33. 3. 13	水処理施設	
下水道法事業認可	33. 2. 18	沈 砂 池	2 (2)
運 転 開 始	33. 10. 15	最 初 沈 澱 池	4 (1)
所 在 地	日野市東豊田 3-26-1	曝 気 槽	1 (1)
敷 地 面 積	9,795 m^2	最 終 沈 澱 池	2 (2)
排 除 方 式	分 流 式		
処 理 方 式	活性汚泥法	汚泥処理施設	
計 画 処 理 面 積	132 ha	汚 泥 濃 縮 槽	2 (2)
計 画 処 理 人 口	23,000 人	汚 泥 脱 水 設 備	1 (1)
計 画 処 理 水 量	5,750 $m^3/日$	そ の 他	
処 理 能 力	5,750 $m^3/日$	脱 臭 設 備	(一式)

2. 下水道法事業認可(変更)の主な経緯と概要

認可年月日 番 号	計画基準	内 容
33. 2. 18 厚生省東衛 第 99 号	人口 20,000 人 汚水量 150ℓ/人/日	○当初事業認可 ○分流式、計画面積：132ha - 処理水の放流先：処理場隣接の雨水管 - 処理場の主要施設：沈砂池 2, 二階槽 4, 高速散水汙床 3, 沈澄池 2, 塩素減菌施設 5, 汚泥乾燥床 5
39. 8. 28 厚生省収環 第 352 号	人口 23,000 人 汚水量 250ℓ/人/日	○汚水量の増加と処理水の水質の悪化が重なり、放流先の水路の水を利用している農家より補償を訴えられ、東京都公害部に設けられた仲裁委員会の裁定を考慮して施設を見直した。 ○プリアレーションタンク 1, 高速散水汙床 1, 最終沈殿池 1, 汚泥濃縮槽 1 をそれぞれ新增設した。 (同時に塩素減菌施設は 5→3 とした) ○処理水の放流先を浅川本流とした。 ○処理区の名称を豊田排水区から多摩平処理区に変更。
47. 8. 4 建設省東都 下事発 第 11 号	人口 23,000 人 汚水量 250ℓ/人/日	○処理場周辺の開発が進み、ハエ、臭気等の公害対策と浅川の一級河川指定に基づく放流水の規制強化に伴い、処理方式を見直した。 ○活性汚泥方式の採用 (散水汙床を曝気槽に、汚泥乾燥床を脱水機に変更) —この時点で現在の主要施設が整う—

3. 事業費

(1) 総括

年度	管理運営費			財源内訳			建設	
	維持管理費	公債費	計 (A)	使用料	その他	一般財源	処理場	管きょ
32前							19,191	
32後							488	
33前							9,221	
33後	643	369	1,012	518	97	397	9,579	
34	2,296	783	3,079	3,324	76	△ 321	12,000	300
35	3,968	1,250	5,218	5,779	113	△ 674		
36	4,505	1,436	5,941	4,873	396	672	500	3,041
37	5,754	1,547	7,301	6,048	178	1,075		337
38	7,136	1,547	8,683	6,791	1,521	371		3,814
39	8,461	1,548	10,009	7,567	850	1,592	24,552	408
40	10,111	1,876	11,987	8,057	148	3,782	3,159	
41	12,847	2,045	14,892	8,687	149	6,056	190	
42	17,744	2,045	19,789	10,153	157	9,479		
43	12,271	2,045	14,316	10,714	199	3,403		
44	22,029	2,045	24,074	11,561	162	12,351		
45	20,990	2,045	23,035	11,821	117	11,097		
46	20,905	2,045	22,950	13,441	203	9,306	55,000	
47	24,315	4,493	28,808	12,678	217	15,913	54,500	
48	37,454	※ 22,847	60,301	13,382	159	46,760		
49	72,645	9,051	81,696	13,696	307	67,693		
50	67,559	8,860	76,419	14,264	150	62,005		
51	64,052	9,308	73,360	12,334	201	60,825		
52	76,828	9,075	85,903	13,743	197	71,963		1,630
53	101,909	9,375	111,284	65,348	157	45,779		3,522
54	103,086	6,530	109,616	81,683	219	27,714		8,343
55	121,106	6,520	127,626	84,650	1,503	41,473		
56	105,028	6,410	111,438	86,054	1,643	23,741	39,500	
計	923,642	115,095	1,038,737	507,166	※ 9,119	522,452	227,880	21,395

- (注) 1. 32年度は七生村との合併の年で32前は32.4.1～33.1.31迄の合併前の決算額。
2. 33年度後期～41年度は、企業会計を採用。
(32、33前、42年度以降は特別会計)
3. 管理運営費は、人件費を含む。

(単位：千円)

費 計 (B)	財 源 内 訳				計 (A) + (B)	備 考
	国 費	地 方 債	そ の 他	一般財源		
19,191			※ 20,147	△ 956	19,191	※公団負担金 20,140 雑入 7
488	3,500	7,000	※ 976	△ 10,988	488	※繰越金 956 雑入 20
9,221			※ 10,988	△ 1,767	9,221	※ " 10,988
9,579	2,000	5,000	※ 1,766	813	10,591	※ " 1,766 利息 96
12,300	3,600	5,000	※ 1,152	2,548	15,379	※ " 1,152
0			※ 952	△ 952	5,218	※ " 952 雑入 3
3,541		2,000	※ 719	822	9,482	※ " 719
337			※ 500	△ 163	7,638	※ 500
3,814			※ 3,820	△ 6	12,497	※負担金 3,820
24,960	7,000	6,000	※ 9,742	2,218	34,969	※ " 8,980 繰越金 762
3,159			※ 3,086	73	15,146	※ " 2,200 " 880
190				190	15,082	
0					19,789	
0					14,316	
0					24,074	
0					23,035	
55,000		44,000		11,000	77,950	
54,500		44,000		10,500	83,308	
0					60,301	※繰上償還含む
0					81,696	
0					76,419	
0					73,360	
1,630				1,630	87,533	
3,522				3,522	114,806	
8,343				8,343	117,959	
0					127,626	
39,500				39,500	150,938	
249,275	16,100	113,000	53,848	66,327	1,288,012	※各年度とも排水設備申請手数料と預金利息

4. 建設費は、33後期～41年度（企業会計）を除き人件費を含まない。

5. 42年度以降の処理場建設費は1件10,000千円以上とし、それ以下は維持管理費とした。

(2) 建設費

(単位：千円)

年度	処 理 場	管 き ゚	計	備 考
32 / 56	227,880	21,395	249,275	
57	82,140	0	82,140	事務所改築 17,350、脱水機設置 52,190ほか
58	57,249	0	57,249	ブローポンプ改修
59	108,450	4,455	112,905	汚泥処理設備ほか改修 91,000、脱水機室改築
60	40,200	0	40,200	施設改修実施設計 12,200、最終沈澱池改修
61	141,000	0	141,000	沈砂池改修ほか
62	146,700	6,966	153,666	最初沈澱池ほか、覆蓋及び脱臭装置設置ほか
計	803,619	32,816	836,435	

(3) 管きょ清掃費

(単位：延長m、金額千円)

区分 年度	汚 水		雨 水		計	
	延 長	金 額	延 長	金 額	延 長	金 額
50			835	640	835	640
51	1,320	850			1,320	850
52	1,950	1,249	1,840	1,520	3,790	2,769
53	4,372	2,800	1,831	1,480	6,203	4,280
54	6,284	4,100			6,284	4,100
55	1,417	1,628	208	236	1,625	1,864
56	2,116	2,120			2,116	2,120
57	221	563			221	563
58	4,360	4,266	129	124	4,489	4,390
59	1,623	2,490			1,623	2,490
60	2,646	2,324			2,646	2,324
61	5,247	180			5,247	180
62	7,764	3,600			7,764	3,600
計	39,320	26,170	4,843	4,000	44,163	30,170

4. 普及率の推移

区分 年度	行政人口 (人)	行政世帯 (世帯)	処理人口 (人)	処理世帯 (世帯)	$\frac{\text{処理人口}}{\text{行政人口}} \times 100$ (%)	$\frac{\text{処理世帯}}{\text{行政世帯}} \times 100$ (%)
33	33,554	7,661	3,064	919	9.1	12.0
34	40,012	9,671	不 明	不 明	—	—
35	44,998	11,003	10,424	3,251	23.2	29.5
36	48,940	12,229	11,936	3,618	24.4	29.6
37	52,621	13,215	14,000	3,865	26.6	29.2
38	57,627	14,888	14,118	4,125	24.5	27.7
39	64,548	17,605	14,674	4,255	22.7	24.2
40	70,404	19,848	15,904	4,448	22.6	22.4
41	76,372	24,425	16,474	4,521	21.6	18.5
42	79,279	25,253	18,376	4,650	23.2	18.4
43	84,133	27,395	18,893	4,828	22.5	17.6
44	91,075	29,935	19,339	4,882	21.2	16.3
45	101,320	33,571	19,556	4,924	19.3	14.7
46	107,465	35,707	不 明	不 明	—	—
47	112,518	37,257	20,298	5,094	18.0	13.7
48	117,555	38,603	20,379	5,109	17.3	13.7
49	122,207	40,264	18,061	5,144	14.8	12.8
50	126,355	41,930	18,116	5,166	14.3	12.3
51	132,435	43,470	18,278	5,241	13.8	12.1
52	136,878	45,081	18,529	4,348	13.5	9.6
53	139,205	45,972	18,630	4,403	13.4	9.6
54	141,416	47,399	18,745	4,443	13.3	9.4
55	142,798	48,196	18,988	4,479	13.3	9.3
56	144,671	49,115	16,507	4,510	11.4	9.2

※ 人口、世帯とも年度末現在

5. 管きょ整備状況

区 分		○ 150	○ 200			○ 250		○ 300	○ 350	○ 400	○ 450
		TP	TP	VP	HP	TP	HP				
汚 水 管	31～35 (公団施工分)		38		1,681	58	17,574	594	362	866	
	31～35 (町施工分)				50		1,118				
	小 計		38		1,731	58	18,692	594	362	866	
	55 ※ ₁	15			88		△ 565	267	51	△ 13	
	58 ※ ₂	47									
	59 ※ ₃			121	5		△ 46				
	62			76							
	合 計	62	38	197	1,824	58	18,081	861	413	853	
雨 水 管	31～35 (公団施工分)	81	127				80	778	1,141	759	956
	31～35 (町施工分)										
	小 計	81	127				80	778	1,141	759	956
	55 ※ ₁	△ 81	△ 26				△ 1	△ 30	563	△ 124	△ 60
	58										
	59 ※ ₃						27	121	42		
	62										
	合 計	0	101				106	869	1,746	635	896

※₁ 35～54年度の管きょ布設状況は不明。55年度の延長は、当時作成した「日野市公共下水道台帳」の延長と小計との差を記入

※₂ 開発行為により施工

(単位 : m)

○ 500	○ 600	○ 700	○ 800	○ 900	○ 1,000	○ 1,100	○ 1,200	○ 1,350	○ 1,500	○ 1,650	計
											21,173
											1,168
											22,341
											△ 157
											47
											80
											76
											22,387
132	455	848	460	483	192	604	149	530	703	36	8,514
								17	157		174
132	455	848	460	483	192	604	149	547	860	36	8,688
△ 4	△ 6	2	44	274	△ 4	443	△ 6	△ 39	△ 860	△ 36	49
											190
128	449	850	504	757	188	1,047	143	508	0	0	8,927

※₃ 汚水管○ 200 VP 121 m は市施工。他は豊田駅前都営住宅の建替に伴って、管の布設替を東京都で施工

(注) TP : 陶管 VP : 塩化ビニール管 HP : ヒューム管
○ 300 以上はHP

VII 整備状況と普及率

公共下水道の整備が完了とすると、「供用開始の公示」が行なわれる。これにより排水設備の設置、便所の水洗化が義務づけられる。

本市では、公共下水道の目的を達成するため、水洗便所改造資金融資あっせん制度を設け、利用促進を図っている。

1. 整備状況

(1) 全 体

区分 年度	行政区域		事業認可		整備区域		処理区域		
	面積(㌔)	人口(人)	面積(㌔)	人口(人)	面積(㌔)	人口(人)	面積(㌔)	人口(人)	水洗化人口(人)
57	2,711	147,122	143	23,609	133	16,412	130	16,221	16,221
58	"	149,312	364	41,000	143	17,145	130	16,380	16,380
59	"	150,976	524	54,680	173	19,049	130	16,506	16,506
60	"	153,656	797	86,269	222	22,307	141	17,153	16,742
61	"	155,953	1,435	130,975	310	27,772	161	18,475	17,528
62	"	157,116	1,435	130,975	479	38,895	181	19,722	18,340

※ 人口は年度末現在

(2) 処理区別

区分 年度	行政区域		事業認可		整備区域		処理区域		
	面積(㌔)	人口(人)	面積(㌔)	人口(人)	面積(㌔)	人口(人)	面積(㌔)	人口(人)	水洗化人口(人)
南多摩			232	18,000	220	15,378	51	3,590	2,208
浅 川			806	79,975	64	3,569	5	871	871
秋 川			397	33,000	195	19,948	125	15,261	15,261
計	2,711	157,116	1,435	130,975	479	38,895	181	19,722	18,340

2. 普及率

(単位：%)

区分 年度	整備人口	処理人口	水洗化人口	処理人口	水洗化人口	認可面積	整備面積	処理面積	整備面積	処理面積	整備面積
	行政人口	行政人口	行政人口	整備人口	※処理人口	計画面積	計画面積	計画面積	認可面積	認可面積	整備面積
57	11.2	11.0	11.0	98.8	100.0	6.4	5.9	5.8	93.0	90.9	97.7
58	11.5	11.0	11.0	95.5	100.0	16.3	6.4	5.8	39.3	35.7	90.9
59	12.6	10.9	10.9	86.7	100.0	23.4	7.7	5.8	33.0	24.8	75.1
60	14.5	11.2	10.9	76.9	97.6	35.6	9.9	6.3	27.9	17.7	63.5
61	17.8	11.9	11.2	66.5	94.9	64.1	13.8	7.2	21.6	11.2	51.9
62	24.8	12.6	11.7	50.7	93.0	64.1	21.4	8.1	33.4	12.6	37.8

(注) 1. 計画面積 2,240 ㌔ 2. 処理人口とは処理区域内人口の略

3. 供用開始の状況

告示年月日	面 積	人 口 (世帯)	供 用 開 始 区 域
60. 12. 1	11 ^{ha}	874 ^人 (299)	大栗二号処理分区、東邦医科専門学校 他 百草 1235 番地～百草 1258 番地の 21 百草 1261 番地～百草 1291 番地の 9 落川 1377 番地～落川 1527 番地の 31 他
61. 7. 1	20	235 (92)	大栗四号処理分区 東電学園 他 百草 242 番地～百草 246 番地の 1 落川 626 番地～落川 630 番地の 2 落川 690 番地～落川 914 番地の 3 他
62. 5. 1	15.6	910 (391)	大栗四号処理分区 百草ヘルスセンター 他 百草 61 番地の 1～百草 106 番地の 1 百草 126 番地の 1～百草 355 番地の 3 落川 286 番地の 4～落川 286 番地 8 他
63. 2. 1	4.7	359 (189)	大栗四号処理分区 神明神社 他 百草 96 番地～百草 153 番地の 5 落川 596 番地の 1～落川 597 番地 落川 631 番地～落川 680 番地の 3 他
63. 5. 1	138	11,397 (3,896)	大栗四号処理分区 百草団地、日本信販分譲地、都営三沢アパート 他 百草・落川・三沢・程久保の各一部
63. 8. 1	23.29	1,041 (386)	大栗四号処理分区 川崎街道沿線の百草園駅付近 百草 207 番地の 5～百草 212 番地の 3 落川 942 番地の 1～落川 1115 番地 三沢 1106 番地の 3～三沢 1129 番地の 14 他
計	212.59	14,816 (5,253)	

※ 多摩平処理区 (129.745 ha) は除いてある。

4. 水洗便所改造資金あっせん状況

年度 \ 区分	申請件数 (件)	実行件数 (件)	実行金額 (千円)	利子補給額 (円)	利率 (%)
60	44	17	5,590	12,229	6.5 ※
61	55	71	21,490	543,958	6.5
62	19	14	4,950	602,784	5.5
計	118	102	32,030	1,158,971	—

※ 利子の1/2を補給。

取扱い金融機関等

融資機関名	所在地	電話番号
東京都民銀行百草支店	百草999	91-3255
同栄信用金庫高幡不動支店	高幡17-7	92-7111
七生農業協同組合	三沢701	91-2011
三菱銀行日野市役所支店	神明1-13-3	84-2311
八千代信用金庫百草園支店	落川1065	93-1331

5. 指定工事店指定登録状況

年度 \ 区分	工事店 (店舗)	技術者 (人)	配管工 (人)
33 ~ 48	1 ~ 10		
49	12	26	
50			
51	15	57	28
52	15		
53	15	53	
54			
55	11	51	51
56			
57	10	42	42
58			
59	12	44	44
60			
61	21	108	112
62	20	108	112
63	21	102	106

※ 適正な排水設備の設置を図ることを目的として、施工能力のある工事店を指定。

VIII 管路施設の整備状況

管きょ、人孔、公共汚水ますを処理区ごとに整理した。

多摩平処理区は、認可上大部分が秋川処理区に、一部が浅川処理区に統合されているが、便宜上分けて整理した。

1. 管きょ

(単位：m)

区分 年度	汚 水					雨 水		
	南多摩	浅 川	秋 川	多摩平	計	南多摩	多摩平	計
56 まで				22,184	22,184		8,736	8,736
57	845				845	364		364
58	1,853			47	1,900	236		236
59	5,415	1,687		80	7,182	119	190	309
60	2,539	2,933	2,804		8,276	475		475
61	2,238	6,379	4,630		13,247	104		104
62	9,105	10,344	3,356	76	22,881	221		221
計	21,995	21,343	10,790	22,387	76,515	1,519	8,926	10,445

2. 人孔(マンホール)

区分 年度	汚 水					雨 水		
	南多摩	浅 川	秋 川	多摩平	計	南多摩	多摩平	計
56 まで				576	576	21	202	223
57	32				32	5		5
58	64			2	66	4		4
59	203	59		5	267			
60	143	102	58		303	5		5
61	129	236	105		470	7		7
62	392	307	133	5	837	5		5
計	963	704	296	588	2,551	47	202	249

3. 公共汚水ます

公共汚水ますは、1宅地1個を市が管きょ布設工事に合せて設置しているが、排水設備の申請時に設置する場合もある。

区分 年度	南多摩処理区		浅川処理区		秋川処理区		多摩平処理区		計	
	工事	排水設備	工事	排水設備	工事	排水設備	工事	排水設備	工事	排水設備
56まで							1,174		1,174	
57	95							29	95	29
58	156							38	156	38
59	373		3				3	22	379	22
60	116	1	21		210			18	347	19
61	77	10	98		189			18	364	28
62	520	25	267		188		4	5	979	30
計	1,337	36	389		587		1,181	130	3,494	166

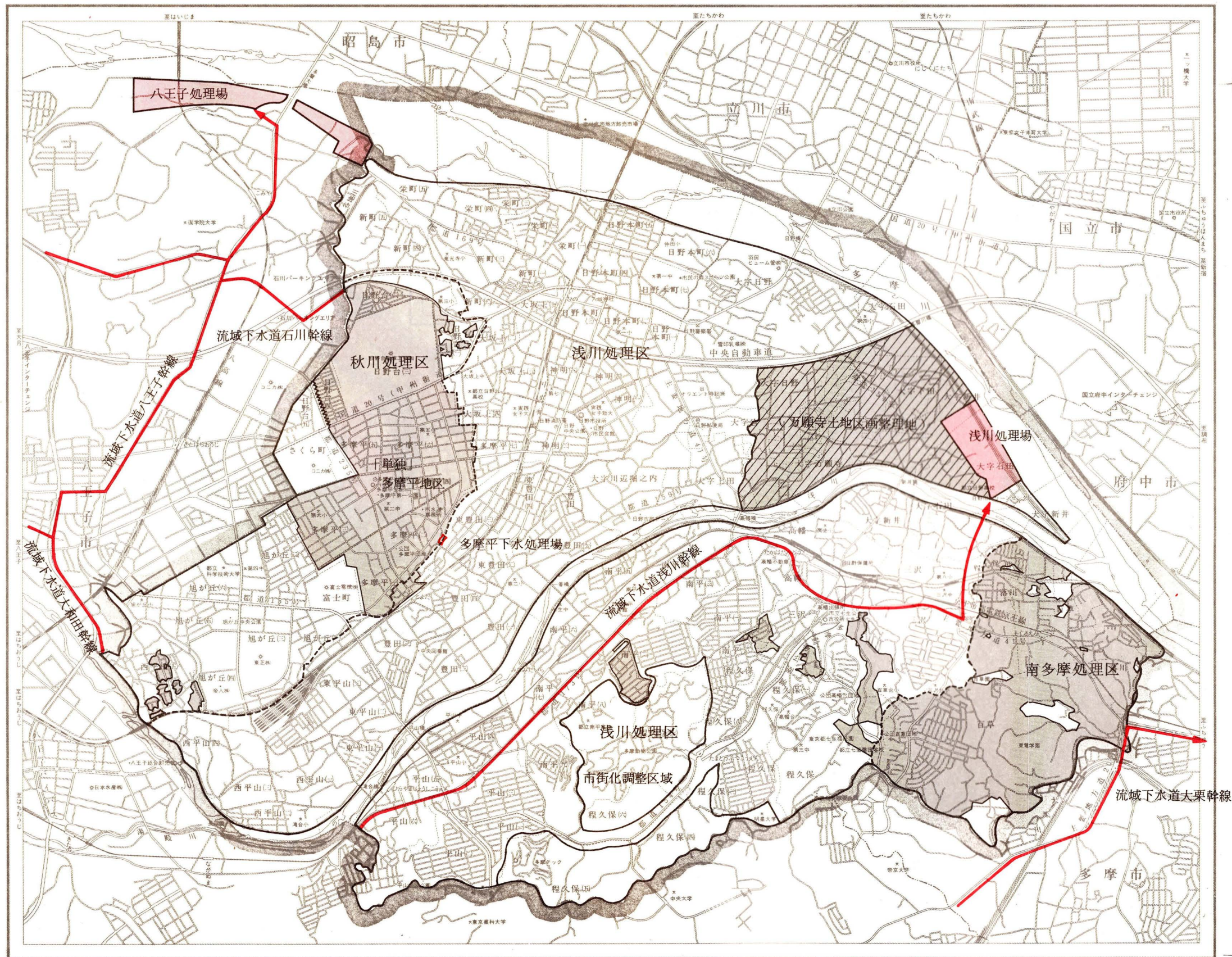
4. 私道内の管きょ布設

管きょは、原則として公道に布設するが、一定の条件が整えば、私道にも布設することになっている。（日野市私道内公共下水道設置に関する要綱）

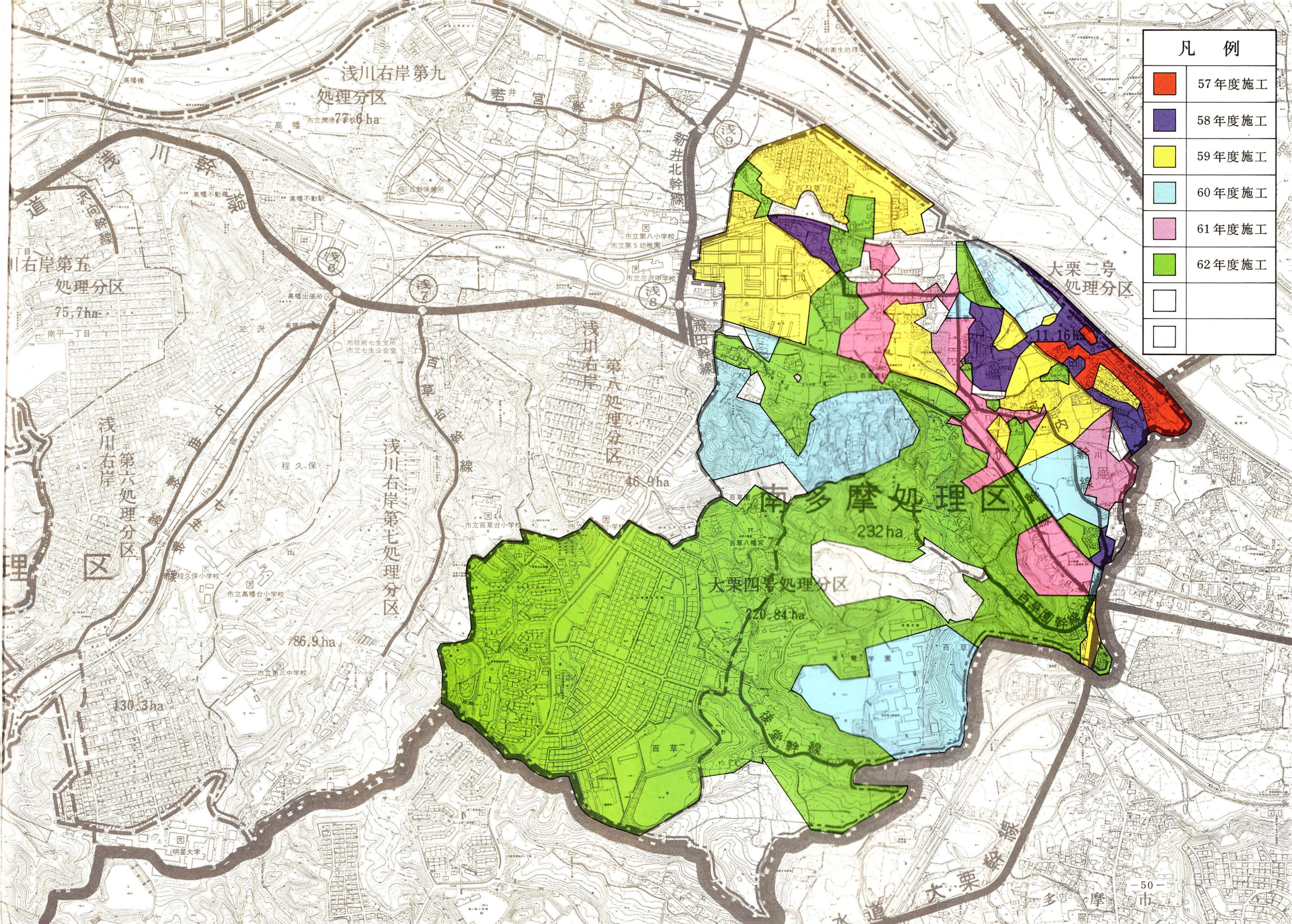
（単位：m）

区分 年度	南多摩処理区		浅川処理区		秋川処理区		多摩平処理区		計	
	施工箇所	延長	施工箇所	延長	施工箇所	延長	施工箇所	延長	施工箇所	延長
59	3	358							3	358
60	4	366							4	366
61			4	331	1	56			5	387
62	13	1,082			6	422			19	1,504
計	20	1,806	4	331	7	478			31	2,615

日野市公共下水道区域図

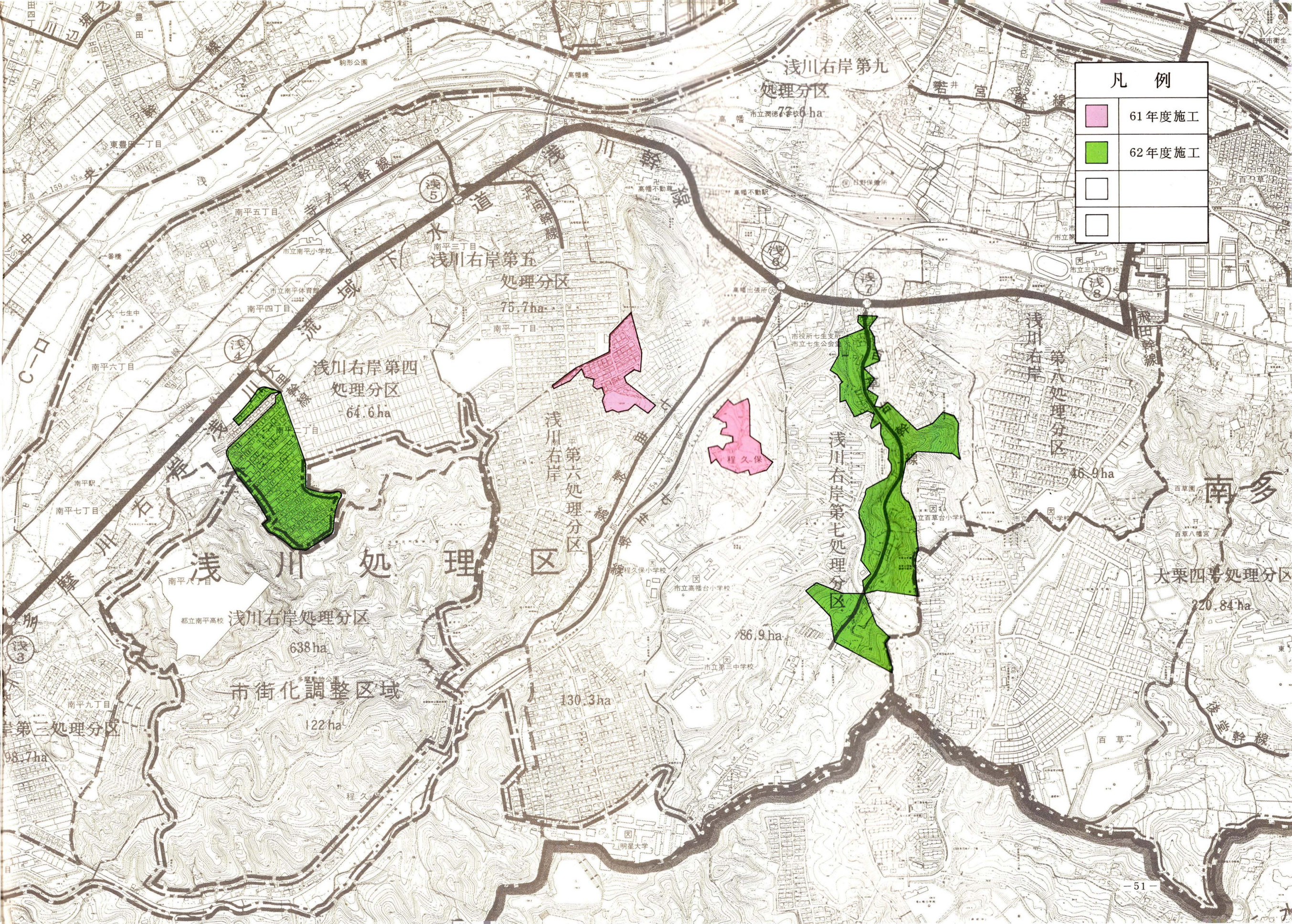


凡 例	
	62年度末 整備済区域
	流域下水道幹線
	処理区界
	
	



凡 例

	57年度施工
	58年度施工
	59年度施工
	60年度施工
	61年度施工
	62年度施工
	
	

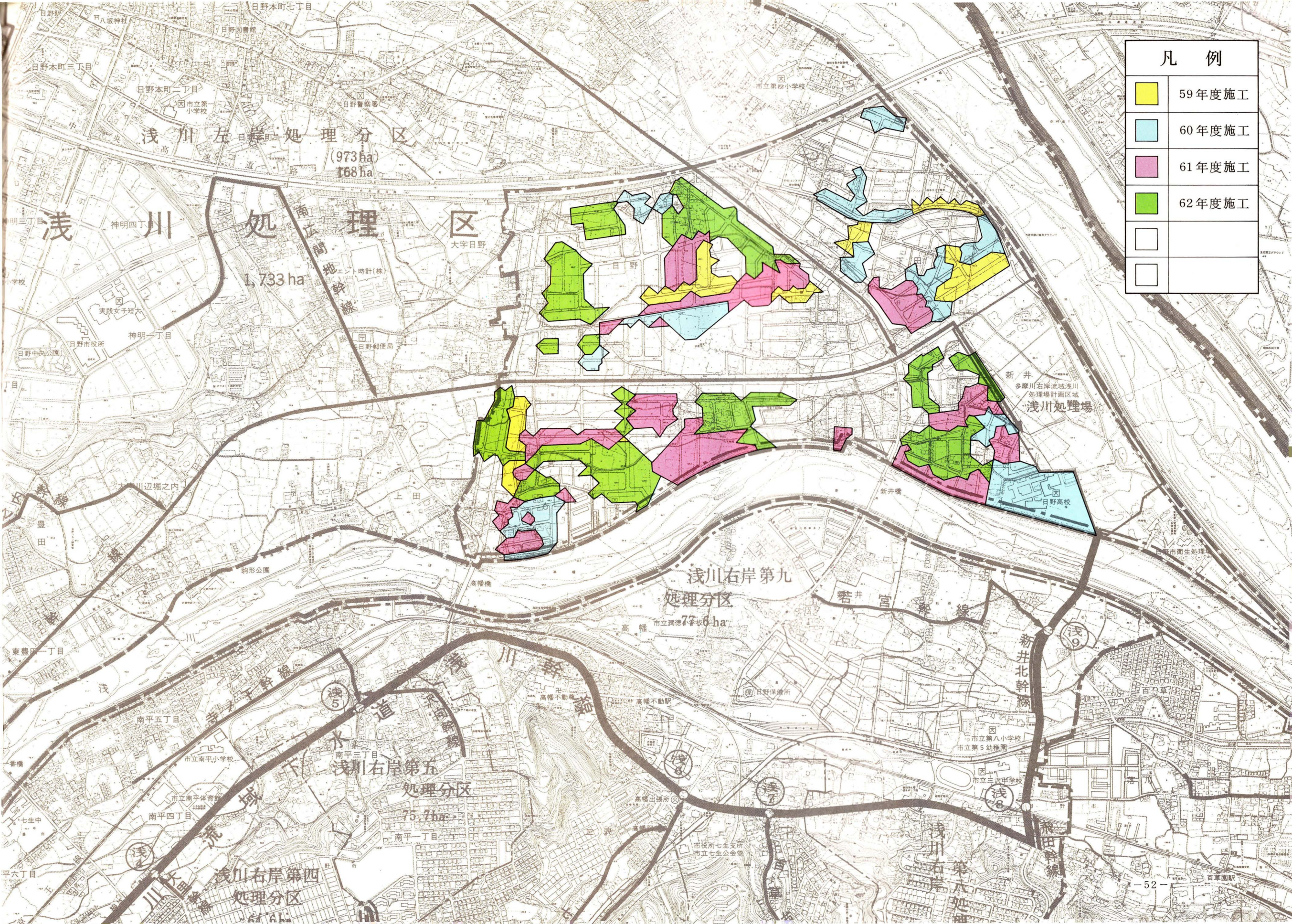


凡 例

	61年度施工
	62年度施工
	
	

61年度施工

62年度施工



凡 例	
	59年度施工
	60年度施工
	61年度施工
	62年度施工
	
	

Ⅸ 都市下水路

都市下水路は、主に市街地から雨水を排除するための施設である。

公共下水道の雨水管きょの整備に先立って緊急に整備するものや、これを補完するものであるから、以後の公共下水道による雨水排除計画との調整が必要となる。したがって、都市下水路施設は、公共下水道の雨水幹線と同様の考え方で計画・施工している。

1. 都市計画決定の経緯

平山台都市下水路

区 分	年 月 日	排水面積 (ka)	計 画 決 定 の 概 要
	告 示 番 号		
当 初	39. 8. 26 建設省告示第2390号	約137	下水管きょ 0.25～2.4 m $\ell=2,420\text{ m}$ 吐け口、平山1,383番地

神明上都市下水路

区 分	年 月 日	排水面積 (ka)	計 画 決 定 の 概 要
	告 示 番 号		
当 初	48. 6. 15 日野市告示第148号	約200	下水管きょ 3.6～2.4 m $\ell=\text{約}1,480\text{ m}$
第1回	54. 8. 9 日野市告示第69号	約195	下水管きょ 3.6～2.4 m $\ell=\text{約}1,430\text{ m}$

黒川都市下水路

区 分	年 月 日	排水面積 (ka)	計 画 決 定 の 概 要
	告 示 番 号		
当 初	54. 8. 9 日野市告示第70号	約109	下水管きょ 3.0～1.7 m $\ell=\text{約}1,960\text{ m}$

2. 都市計画法事業認可の経緯

平山台都市下水路

区 分	年 月 日	事業面積 (ka)	事業期間 (年度)	事業費	計画基準 (m)	概 要
	告 示 番 号					
当 初	39. 8. 26 建設省告示第2390号	約137	39～41		$\ell=740$	管きょ 2.1～2.4 m
第1回	42. 3. 31 建設省告示第1201号	"	39～43		"	執行年度 の変更
第2回	44. 3. 31 建設省告示第1012号	"	39～45		"	"

神明上都市下水路

区 分	年 月 日	事業面積 (<i>ka</i>)	事業期間 (年度)	事業費 (千円)	計画基準 (<i>m</i>)	概 要
	認 可 番 号					
当 初	61. 7. 23 東京都告示第 757 号	約 195	61. 6. 30 ～ 元	902,673	1,430	

黒川都市下水路

区 分	年 月 日	事業面積 (<i>ka</i>)	事業期間 (年度)	事業費 (千円)	計画基準 (<i>m</i>)	概 要
	認 可 番 号					
当 初	55. 4. 28 東京都告示第 475 号	約 109	55 ～ 58	1,460,557	1,960	

※ 平山台都市下水路は、昭和 42 年 3 月に都市計画決定の変更により公共下水道の雨水幹線とした。従って現在は都市下水路の扱いをしていない。

3. 事業費

(単位：千円)

名 称	事業期間 (年度)	事業費	備 考
平山台都市下水路	39 ～ 44	70,237	完了 (区画整理事業の中で施行) 47. 6. 28引継
神明上 "	48 ～ 62	412,121	継続中
黒 川 "	54 ～ 61	1,298,534	完了
計	—	1,780,892	

平山台都市下水路

(単位：千円)

年度	事業費						財源内訳				備考
	委託料	工事費	補償料	用地買収費	その他	計	国費	都費	地方債	一般財源	
39						6,048	2,000		2,000	2,048	
40						9,050	3,000		2,000	4,050	
41						16,034	5,000	1,000	10,000	34	
42						9,996	3,000	3,000	2,000	1,996	
43						12,499	4,166	4,166	3,000	1,167	
44						16,610				16,610	
計						70,237	17,166	8,166	19,000	25,905	

※ 区画整理事業の中で施工しているため事業費内訳は不明

神明上都市下水路

(単位：千円)

年度	事業費						財源内訳				備考
	委託料	工事費	補償料	用地買収費	その他	計	国費	都費	地方債	一般財源	
48	8,500					8,500				8,500	
49											
50											
51											
52											
53											
54											
55	5,800					5,800				5,800	
56	108,594	26,500		43,560	46	178,700			173,700	5,000	108,594 樋管
57		30,790	473			31,263			29,500	1,763	
58											
59											
60	3,000					3,000				3,000	
61	980	25,500				26,480	3,000	1,570	16,800	5,110	
62	1,900	146,750	9,728			158,378	47,600	16,065	89,200	5,513	
計	128,774	229,540	10,201	43,560	46	412,121	50,600	17,635	309,200	34,686	

黒川都市下水路

(単位：千円)

年度	事業費						財源内訳				備考
	委託料	工事費	補償料	用地買収費	その他	計	国費	都費	地方債	一般財源	
54	11,960					11,960				11,960	
55	82,891	216,211	10,551		12,921	322,574	4,000	700	317,000	874	82,891 樋管
56	3,920	167,265	4,730	11,853		187,768	41,000	12,300	82,900	51,568	
57	4,595	237,500	13,198			255,293	61,000	32,000	110,800	51,493	
58	2,000	446,368	19,774	31,885		500,027	40,000	6,000	418,000	36,027	
59		14,900	5,862			20,762				20,762	
60											
61			150			150				150	
計	105,366	1,082,244	54,265	43,738	12,921	1,298,534	146,000	51,000	928,700	172,834	

4. 公 債 費

(単位：千円)

区分 年度	元 金			利 子			計	備 考
		公 社 立 替分	そ の 他		公 社 立 替分	そ の 他		
51				6,597	6,597		6,597	
52				14,904	14,904		14,904	
53				16,846	16,846		16,846	
54	11,112	11,112		16,573	16,573		27,685	
55	25,624	25,624		15,507	15,507		41,131	
56	32,402	32,402		33,790	13,323	20,467	66,192	
57	32,402	32,402		51,393	10,909	40,484	83,795	
58	38,182	32,402	5,780	60,791	8,543	52,248	98,973	
59	165,960	32,402	133,558	84,492	6,181	78,311	250,452	
60	33,701	32,402	1,299	77,036	3,903	73,133	110,737	
61	53,087	21,288	31,799	73,926	1,456	72,470	127,013	
62	203,352	6,777	196,575	70,657	142	70,515	274,009	
計	595,822	226,811	369,011	522,512	114,884	407,628	1,118,334	

※ 平山台都市下水路分は除いてある。

5. 管きょ等整備状況

平山台都市下水路

(単位：m)

年度	○ 2000	○ 2100	□ $\frac{2400}{\times 2400}$	計
39		108.82		108.82
40		85.00		85.00
41		205.01	93.00	298.01
42		52.15	37.00	89.15
43	37.00			37.00
44		122.02		122.02
計	37.00	573.00	130.00	740.00

神明上都市下水路

(単位：m)

年度	○ 2400	□ $\frac{2700}{\times 2700}$	□ $\frac{3600}{\times 2160}$	□ $\frac{3600}{\times 2520}$	※ $\frac{2600}{\times 2000} \times 2連$	計
50	184.37					184.37
51	171.14					171.14
52		25.33				25.33
56				48.928	30.15	79.078
57				44.297		44.297
61				35.00		35.00
62			143.05	83.64		226.69
計	355.51	25.33	143.05	211.865	30.15	765.905

※ 樋管

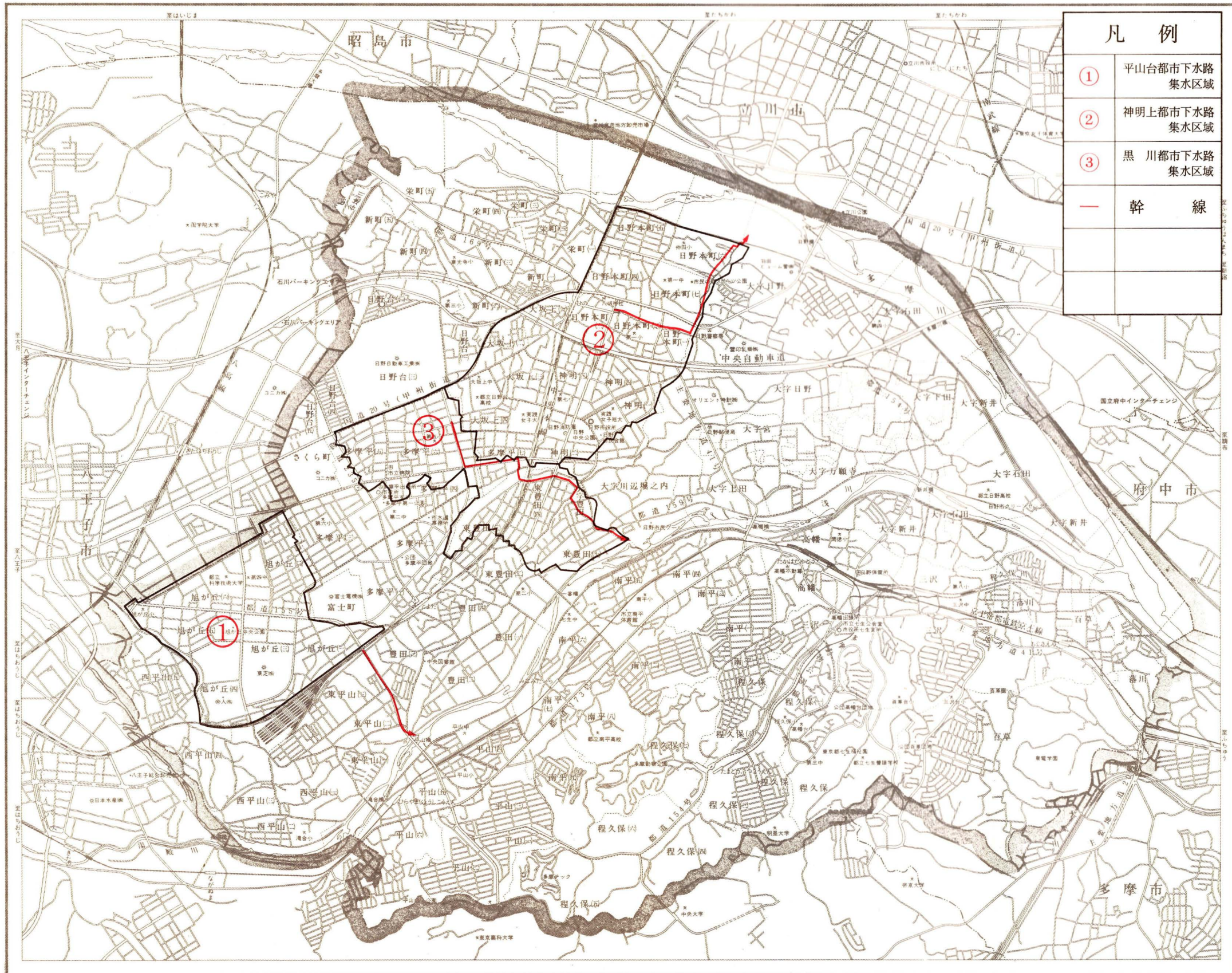
黒川都市下水路

(単位：m)

年度	○ 1650	○ 1800	○ 2000	○ 2200	○ 2400	□ $\frac{2250}{\times 2250}$	□ $\frac{2300}{\times 2500}$	※ $\frac{2500}{\times 2500}$	計
55			430.91				25.60	24.60	481.11
56					35.84	173.42	80.05		289.31
57					250.67				250.67
58	138.02	184.02	103.70	82.82	155.57	196.27	39.45		899.85
計	138.02	184.02	534.61	82.82	442.08	369.69	145.10	24.60	1920.94

※ 樋管

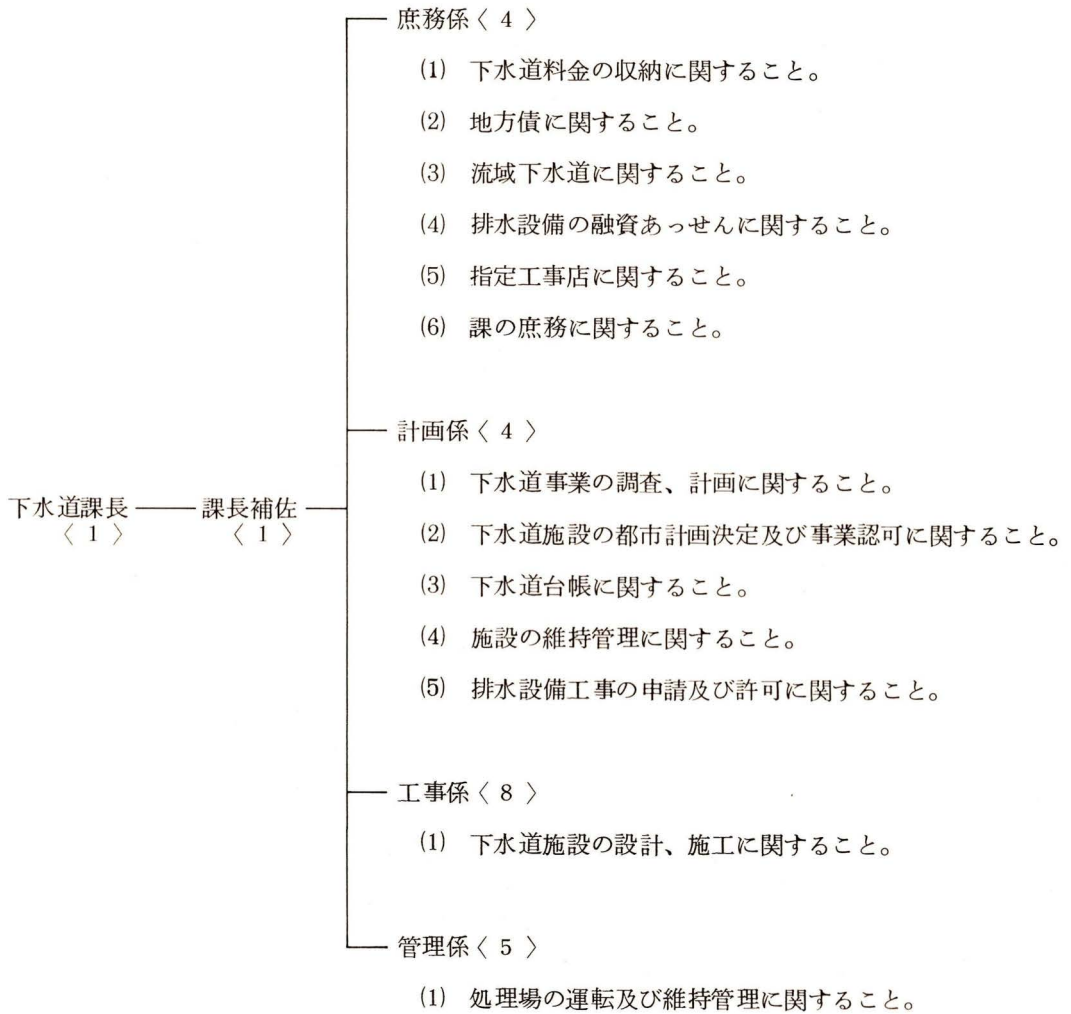
都市下水路集水区域図



X 組 織

1. 機構と事務分掌

〈 〉内職員数



昭和63年4月1日現在

1課4係23名（技術職員14、事務職員5、作業員4）

2. 変 遷

(1) 昭和 48 年度以前

区分 年度	主 管 課	人 数 (人)	業 務 内 容	備 考
33	総 務 部 庶 務 課 下 水 道 事 務 所	4	処理場維持管理、排 水設備、使用料徴収	
34	総 務 部 水 道 課 下 水 道 係	7	〃	
35	〃	〃	〃	
36	〃	6	処理場維持管理、排 水設備	使用料徴収については、総務部 税務課
37	業 務 部 水 道 課 下 水 道 係	7	〃	〃
38	〃	〃	〃	使用料徴収については、総務部 徴収課
39	〃	〃	〃	〃
40	〃	〃	〃	〃
41	水道部下水道課	8	処理場維持管理、排 水設備、使用料徴収	
42	民 生 部 清 掃 課 清 掃 第 三 係	〃	〃	計画については、建設部下水道 課 3 人
43	〃	7	〃	計画については、都市計画部都 市計画課下水道係 2 人
44	〃	〃	〃	〃
45	〃	〃	〃	計画については、都市計画部都 市計画課計画指導係 2 人
46	〃	〃	〃	〃
47	〃	〃	〃	計画については、都市計画部都 市計画課下水道係 2 人
48	〃	6	〃	〃

(2) 昭和 49 年度以降

49 年 7 月の組織改正により、都市整備部下水道課が設置された。

区分 年度	課長	課長 補佐	庶務 係	計画 係	工事 係	管理 係	主幹	主査	準備 室	計	備 考
49	1			2		7				10	
50	1			2		7				10	
51	1			3		7	1			12	51年4月～53年4月下水道担当主幹がおかれた
52	1			4		7	1			13	〃
53	1			5		7			2	15	53 年 5 月～55 年 7 月 室長と主査による「流域下水道本部準備室」を設置
54	1			5		7			2	15	
55	1			5		6		1		13	
56	1		3	7		5				16	
57	1	1	4	6		5				17	課長補佐は工事係長兼務
58	1	1	4	3	5	5				19	
59	1		4	3	6	5		1		20	58 年 11 月～61 年 4 月 流域下水道浅川処理場 周辺環境整備担当主査 がおかれた
60	1		4	4	6	5		1		21	
61	1		4	5	6	5		1		22	
62	1	1	4	4	7	5				22	課長補佐は計画係長兼務
63	1	1	4	4	8	5				23	〃

Ⅺ 下水道課で管理する公有財産

1. 市 有 地

(単位 : m^2)

用 途	地 番	地 目	地 積		取 得 年 度	備 考
			実 測	公 簿		
下 水 道 事 務 所	東豊田 3-26-1	田	9,795.22	—	32	
“ 建 物	“	—	413.99	—	“	一部 57, 58 年度 に改修
多 摩 平 ポ ン プ 場	多摩平 2-1-4	雑 種 地	76	76	40	
神明上都市下水路 樋 管 用 地	日野 1,247-1	“	483.39	743	57	
黒川都市下水路用地 № 1	豊田 1,419-2	公 衆 用 道 路	17.95	17	59	
“ № 1	“ 1,430-13	“	65.07	65	“	
“ № 2	東豊田 1-53-24	山 林	227.65	227	“	
“ № 3	川辺堀之内 631-4	保 留 地	5.75	5.45	58	
“ № 3	“ 631-5	宅 地	16.01	10.56	“	
“ № 3	“ 632-4	畑		5.75	“	
“ № 3	東豊田 1-21-9	田	2.87	2.87	“	
南多摩処理区 公共下水道用地	百草 34-4	田	22.85	22	59	
西平山排水樋管用地	西平山 5-6-37 外	用水悪路	71.87	71	61	
東部会館建設用地	万願寺 139 街区	保 留 地	1,224.00	1,224.00	62	

2. 借 地

(単位: m^2)

所在地	地 番	地目	地 積	所 有 者	当初 借用 年度	契 約 期 間	備 考
平 山	4-28-7	原野	19.15	林 卯之助	53	63. 4. 1 / 66. 3. 31	使用料月額 $1 m^2$ 70 円 日野市公共下水道平山樋管 管きょ埋設用地
日 野	1,241-1 外 2 筆	宅地	315	羽田ヒュー ム管 (株)	56	63. 4. 1 / 66. 3. 31	使用料月額 $1 m^2$ 70 円 日野市公共下水道日野樋管 管きょ埋設用地
落 川	1,397-1 外 2 筆	原野	199	沼倉 操	57	63. 4. 1 / 66. 3. 31	使用料月額 $1 m^2$ 58 円 日野市公共下水道汚水・雨 水管埋設用地
多摩市大 字一の宮 字後田	812-3	田	2.70	中村 一郎	58	61. 4. 1 / 64. 3. 31	使用料月額 $1 m^2$ 36 円 公共下水道管きょ埋設用地
落 川	245-1	宅地	実 3.5 (外径 52cm)	東 京 都	62	62. 9. 20 / 65. 8. 31	日野療護園園庭 東京都行政財産使用許可申 請 使用料月額 108 円 公共下水道管きょ埋設用地
石 田	72-1	畑	496	土方 国雄	63	63. 6. 1 / 66. 3. 31	使用料月額 $1 m^2$ 129 円 (仮)東部会館駐車場用地

3. 排水樋管

流入河川	施設名	位置	目的	完成年月日	建設費	本体寸法	門扉形式	
				排水面積	占用面積	本体構造	操作方式	
多摩川	日野排水樋管	日野市大字日野 1247 番地先 多摩川右岸 40.4km+41.95 m	日野排水区（神明上都市下水路）の雨水吐け口	57. 3. 31 195.0ha	105,227千円 1,542m ²	H W L 2.0m×2.6m×27.5m×2連 鉄筋コンクリート造	鋼製スライドゲート 手動	
	栄町排水樋管	日野市栄町 1 丁目 22 番地先 多摩川右岸 41.4km+113.0 m	栄町排水区の雨水吐け口	51. 3. 25 113.5ha	71,500千円 917m ²	2.3m×2.0m×22.0m×2連 鉄筋コンクリート造	鋼製スライドゲート 手動	
浅川	上田排水樋管	日野市新井 130 番地先 浅川左岸 0.8km+139.1 m	上田排水区の雨水吐け口	60. 3. 31 129.1ha	84,917千円 505m ²	2.0m×3.6m×24.5m×1連 鉄筋コンクリート造	鋼製ローラーゲート 手動	
	南平排水樋管	日野市南平 5 丁目 36 番地先 浅川右岸 2.0km+70.45 m	南平排水区の雨水吐け口	53. 3. 31 135.9ha	109,078千円 1,761m ²	2.0m×2.6m×21.86m×2連 鉄筋コンクリート造	鋼製スライドゲート 手動	
	東豊田排水樋管	日野市東豊田 1 丁目 1 番地先 浅川左岸 2.8km+73 m	東豊田排水区（黒川都市下水路）の雨水吐け口	56. 3. 31 109.2ha	82,891千円 682m ²	2.5m×2.5m×24.6m×1連 鉄筋コンクリート造	鋼製スライドゲート 手動	
	多摩平排水樋管	日野市東豊田 1 丁目 9 番地先 浅川左岸 3.4km	日野市公共下水道多摩平下水処理場よりの処理水の放流	37 年頃 —	— 33m ²	○ 800mm×25.0 m 鉄筋コンクリート造	鋼製スライドゲート 手動	建設費不明
	平山排水樋管	日野市平山 4 丁目 28 番地先 浅川右岸 4.8km+113.5 m	平山排水区の雨水吐け口	53. 3. 31 54.1ha	62,700千円 1,201m ²	1.7m×1.7m×10.5m×1連 鉄筋コンクリート造	鋼製スライドゲート 手動	
	旭が丘排水樋管	日野市豊田 2 丁目 22 番地先 浅川左岸 4.9km付近	旭が丘排水区（平山台都市下水路）の雨水吐け口	44 年頃 164.7ha	— 66m ²	2.4m×2.4m×1連 鉄筋コンクリート造	— —	建設費不明
	西平山排水樋管	日野市西平山 5 丁目 6 番地先 浅川左岸 7.8 km	西平山排水区 の雨水吐け口	61. 3. 31 33.6ha	譲渡 233m ²	1.5m×1.5m×18.4m×1連 鉄筋コンクリート造	鋼製スライドゲート 手動	
	滝合排水樋管	日野市東平山 1 丁目 7 番地先 浅川左岸 6.6km+20 m	東平山排水区 の雨水吐け口	51. 3. 30 111.5ha	— —	2.7m×2.8m×14.1m×1連 鉄筋コンクリート造	鋼製スライドゲート エンジン動力	建設省所管

（注）流下水量は計算値と可

（単位）

（単位）

参 考 資 料

区 画 名	面 積	流 下 量	取 扱 量
八 五 子 市	6,400	4,340	7,000
（人）	(13,000)	(160,000)	(133,000)
計 画 的 水 量	473,000	260,000	340,000
（日最大）	(12,700)	(113,000)	(52,300)
開 発 市 町	八王子市、町田市、日野市、多摩市、 <u>相模市</u>	八王子市、 <u>日野市</u>	<u>八王子市</u> 、 <u>町田市</u> 、 <u>日野市</u> 、 <u>多摩市</u> 、 <u>相模市</u> 、 <u>五日市町</u> 、 <u>五日市町</u>
（市）	(5市)	(2市)	(4市2町)
処 理 場	八王子処理場	八王子処理場	八王子処理場
（24）	(24)	(24)	(24)
幹 線 管 道	上野、 <u>相模</u> 、 <u>大井</u>	<u>横川</u>	<u>横川</u> 、 <u>平井川</u> 、 <u>八王子</u> 、 <u>石川</u> 、 <u>大和</u>
（本市使用幹線）	(3路線)	(1路線)	(5路線)
管 道 長 度	28,150 m	8,250 m	24,250 m
管 道 敷 設 費	94,320百万円	38,000百万円	60,500百万円
所 属 工 事 期	昭和43～平成4	昭和55～平成2	昭和57～平成3
（年度）			
本 市 地 区	横川、百草、及び三沢、相模の一部等	八王子、横川処理区を除く全部	八王子、多摩市、相模の一部等

1. 流域下水道の計画と認可

(1) 計 画

()は日野市分

処理区 区分	南 多 摩	浅 川	秋 川
計 画 面 積 (<i>ha</i>)	6,400 (232)	4,340 (1,736)	7,390 (400)
施 設 計 画 人 口 (人)	630,000 (18,000)	310,000 (160,000)	405,500 (33,000)
計 画 汚 水 量 $\frac{m^3}{日}$ 〈日最大〉	473,000 (12,766)	260,000 (143,900)	360,000 (52,300)
関 係 市 町 処理場 設置市	八王子市、町田市、日野市、多摩市、 稲城市 (5市)	八王子市、 日野市 (2市)	八王子市 昭島市、日野市、秋川市、羽村町、日の出町、五日市町 (4市3町)
処 理 場	南 多 摩 処 理 場 32.2 <i>ha</i>	浅 川 処 理 場 16.1 <i>ha</i>	八 王 子 処 理 場 32.0 <i>ha</i>
幹 線 管 き ょ 本市使用幹線	乞田、 稲城 大栗 (3路線)	浅川 (1路線)	秋川、平井川、八王子、 石川 大和田 (5路線)
管 き ょ 延 長	23,150 <i>m</i>	6,260 <i>m</i>	31,890 <i>m</i>
認 可 事 業 費	44,320百万円	38,000百万円	60,508百万円
事 業 施 工 期 間 (年度)	昭和43～平成4	昭和55～平成7	昭和57～平成3
本 市 地 区	落川、百草、及び三沢、程久保の一部ほか	南多摩、秋川処理区を除く全部	日野台、多摩平、旭が丘ほか

(2) 都市計画決定の経緯

南多摩処理区

区分	年 月 日	計画区域 (<i>ha</i>)	計 画 基 準		内 容
	告 示 番 号				
当 初	43. 2. 14 建設省告示 第 178 号	6,180	処理場面積 大栗幹線 乞田幹線 稲城幹線 稲城ポンプ所	13.6 <i>ha</i> 13,790 <i>m</i> 4,480 <i>m</i> 8,850 <i>m</i> 2,000 <i>m</i> ²	「多摩、八王子、日野、町田都市計画下水道」公共下水道として計画された。市町村の連合下水道として決定
第 1 回	43. 9. 26 建設省告示 第 2803 号	"	" " " "	13.6 <i>ha</i> 7,960 <i>m</i> 13,270 <i>m</i> 8,850 <i>m</i> 2,000 <i>m</i> ²	排水区域面積及び幹線の変更
第 2 回	44. 4. 15 建設省告示 第 1460 号	"	変更なし		公共下水道幹線が追加
第 3 回	45. 5. 12 東京都告示 第 511 号	"	" " " "	13.6 <i>ha</i> 5,680 <i>m</i> 12,170 <i>m</i> 4,600 <i>m</i> 2,000 <i>m</i> ²	公共下水道から流域下水道が分離され「多摩川流域都市計画下水道」に編入された
第 4 回	48. 11. 19 東京都告示 第 1184 号 第 1185 号	"	" " " "	13.6 <i>ha</i> 5,760 <i>m</i> 12,480 <i>m</i> 4,600 <i>m</i> 2,000 <i>m</i> ²	第 1184 号 規模変更 第 1185 号「多摩川流域都市計画下水路」から各処理区毎に名称が変更された
第 5 回	53. 6. 10 東京都告示 第 588 号	"	変更なし		行政区域の変更 (多摩市、町田市)
第 6 回	54. 8. 9 東京都告示 第 874 号	6,368	" " " "	32.2 <i>ha</i> 6,050 <i>m</i> 12,640 <i>m</i> 4,370 <i>m</i> 2,000 <i>m</i> ²	流総計画に基づき変更
第 7 回	56. 3. 5 東京都告示 第 191 号	6,400	" " " "	32.2 <i>ha</i> 6,050 <i>m</i> 12,640 <i>m</i> 4,460 <i>m</i> 1,500 <i>m</i> ²	処理区境の変更 (浅川処理区境) 稲城ポンプ所の位置変更 (下中島から松葉)
第 8 回	61. 3. 17 東京都告示 第 278 号	"	変更なし		処理区域境の変更 (浅川処理区境) 面積の増減なし

浅川処理区

区分	年 月 日	計画区域 (ha)	計 画 基 準	内 容
	告 示 番 号			
当 初	54. 1. 24 東京都告示 第 89 号	3,940	幹線 6,080 m 処理場用地 160,720 m ²	当初計画決定
第 1 回	56. 3. 5 東京都告示 第 190 号	3,908	変更なし	計画区域界の変更により 面積が32ha 南多摩処理 区に移動した
第 2 回	56. 11. 27 東京都告示 第1228号	4,340	日野都市計画区域 1728 → 1736 変更なし 八王子都市計画区域 2180 → 2604 計 3908 → 4340	八王子市単独排水区域の 424ha 及び日野市の計 画区域の見直しにより8 haの合計 432haを浅川処 理区に新たに加えた
第 3 回	61. 3. 17 東京都告示 第 277 号	"	幹線 6,260 m 処理場用地 160,720 m ²	南多摩処理区との計画区 域界の変更面積の増減は なし、幹線下流部区間の ルート変更。6080 m → 6260m、ゲート敷地約90m ²

秋川処理区

区分	年 月 日	計画区域 (ha)	計 画 基 準	内 容
	告 示 番 号			
当 初	56. 11. 27 東京都告示 第1232号	7,390	幹線 31,890 m 処理場 320,000 m ²	当初計画決定

(3) 下水道法事業認可の経緯

南多摩処理区

区分	年 月 日 認 可 番 号	事業面積 (<i>ha</i>)	事業期間 (年度)	事業費 (百万円)	計 画 基 準
当 初	47. 6. 21 建設省東下 流発第10号	6,180	43～55	10,990	処理場面積 13.6 <i>ha</i> 大栗幹線 5,680 <i>m</i> 乞田幹線 12,170 <i>m</i> 稲城幹線 4,600 <i>m</i> 稲城ポンプ所 2,000 <i>m</i> ²
第 1 回	49. 3. 20 建設省発 第8号	"	43～58	17,766	" 13.6 <i>ha</i> " 5,760 <i>m</i> " 12,480 <i>m</i> " 4,600 <i>m</i> " 2,000 <i>m</i> ²
第 2 回	54. 3. 5 建設省東都下 流発第9号	"	"	"	" 13.6 <i>ha</i> " 5,758 <i>m</i> " 12,479 <i>m</i> " 4,600 <i>m</i> " 2,000 <i>m</i> ²
第 3 回	54. 12. 10 建設省東都下 流発第18号	6,159.3	43～60	44,320	" 26.5 <i>ha</i> " 6,048 <i>m</i> " 12,637 <i>m</i> " 3,460 <i>m</i> " —
第 4 回	58. 4. 27 建設省東都下 流発第4号	6,191.3	43～3	"	変更なし
第 5 回	61. 3. 31 建設省東都下 流発第2号	"	"	"	"
第 6 回	62. 3. 18 建設省東都下 流発第1号	"	"	46,237	" 26.5 <i>ha</i> " 6,050 <i>m</i> " 12,640 <i>m</i> " 3,460 <i>m</i> " —

浅川処理区

区分	年 月 日 認 可 番 号	事業面積 (<i>ha</i>)	事業期間 (年度)	事業費 (百万円)	計 画 基 準
当 初	55. 5. 22 建設省東都下 流発第3号	3,940	43～62	242,239	54. 1. 24 計画決定に伴う当初 事業認可 幹線 6,080 <i>m</i> 処理能力 1/3 系列分 処理場用地 16.38 <i>ha</i>
第 1 回	58. 4. 27 建設省東都下 流発第6号	3,916	43～3	348,558	56. 11. 27 付の計画変更の内、 八王子市の 424 <i>ha</i> 部分を除い た事業計画区域の変更及び事業 施工期間の変更
第 2 回	63. 2. 15 建設省東都下 流発第1号	4,340	43～7	361,716	61. 3. 17 付の計画変更面積か ら八王子市の 424 <i>ha</i> と関連公 共下水道事業実施上の理由によ る分 1738 <i>ha</i> を除いた事業計画 区域に変更、及び事業施工期間 の変更

秋川処理区

区分	年 月 日	事業面積 (<i>ha</i>)	事業期間 (年度)	事業費 (百万円)	計 画 基 準
	認 可 番 号				
当 初	58. 1. 25 57建設省東都 下流第9号	7,390	57～ 3	348,558	56. 11. 27 都市計画決定に伴 う当初事業認可 幹線 31,890 <i>m</i> 処理場 2/8 系列分 処理場用地 217,000 <i>m</i> ²

(4) 都市計画法事業認可の経緯

南多摩処理区

区分	年 月 日	事業面積 (<i>ha</i>)	事業期間 (年度)	事業費 (百万円)	計 画 基 準
	認 可 番 号				
当 初	43. 9. 26 建設省告示 第2803号	3,220	不 明	不 明	処理場面積 13.6 <i>ha</i> 大栗幹線 — 乞田幹線 5,100 <i>m</i> 稲城幹線 — 稲城ポンプ所 —
第 1 回	44. 5. 20 建設省告示 第2683号	〃	〃	10,759	年度別執行量の変更 規模変更なし
第 2 回	49. 4. 25 建設省告示 第638号	6,180	43～58	16,637	処理場面積 13.6 <i>ha</i> 大栗幹線 3,650 <i>m</i> 乞田幹線 12,480 <i>m</i> 稲城幹線 — 稲城ポンプ所 —
第 3 回	54. 3. 14 建設省告示 第387号	〃	〃	15,672	処理場面積 13.6 <i>ha</i> 大栗幹線 3,650 <i>m</i> 乞田幹線 12,480 <i>m</i> 稲城幹線 — 稲城ポンプ所 —
第 4 回	55. 1. 16 建設省告示 第 号	6,159	43～60	44,320	処理場面積 26.5 <i>ha</i> 大栗幹線 6,050 <i>m</i> 乞田幹線 12,640 <i>m</i> 稲城幹線 3,460 <i>m</i> 稲城ポンプ所 —
第 5 回	58. 5. 13 建設省告示 第1143号	6,191	43～ 3	〃	処理場面積 26.5 <i>ha</i> 大栗幹線 6,050 <i>m</i> 乞田幹線 12,640 <i>m</i> 稲城幹線 3,460 <i>m</i> 稲城ポンプ所 —

浅川処理区

区分	年 月 日	事業面積 (ha)	事業期間 (年度)	事業費 (百万円)	計 画 基 準
	認 可 番 号				
当 初	55. 6. 3 建設省告示 第1097号	3,940	55～60	38,000	幹線 6,080 m 処理場能力 1/3系列分 処理場用地 160,720 m^2
第 1 回	58. 5. 13 建設省告示 第1144号	3,916	55～3	"	幹線 6,080 m 事業計画区域の変更及び事業施 工期間の変更
第 2 回	63. 2. 26 建設省告示 第251号	2,178	55～7	"	幹線 6,260 m 61. 3. 17付の計画変更面積か ら1738 ha を除いた 事業計画区域及び期間の変更

秋川処理区

区分	年 月 日	事業面積 (ha)	事業期間 (年度)	事業費 (百万円)	計 画 基 準
	認 可 番 号				
当 初	58. 2. 7 建設省告示 第107号	7,390	57～3	60,508	幹線 31,890 m 処理場能力 2/8系列分 処理場用地 212,000 m^2

2. 下水道事業会計の推移

(単位：千円)

年度	特別会計	企業会計	一般会計 決算額(歳出)	都市計画税 決算額	繰入金	備考
32前	19,191		110,480		0	33. 1. 31迄
32後	488		50,086		0	33. 2. 1以降
33	9,221	10,591	213,282		1,000	企業会計は 33. 10月以降
34		15,379	276,040		3,631	
35		5,218	358,690		0	33年度の繰入金は企業会計への繰入である
36		9,482	492,939		0	
37		7,638	624,359		0	
38		12,497	859,950	7,440	0	
39		34,969	945,582	9,710	1,483	
40		15,146	1,292,604	12,123	886	
41		15,082	1,428,234	29,613	5,400	
42	19,789		1,798,347	38,996	6,235	
43	14,316		2,143,008	51,623	3,668	
44	24,074		2,938,606	62,247	12,202	
45	23,035		3,338,829	85,532	10,982	
46	77,950		4,580,145	126,802	22,882	
47	83,308		5,335,698	171,642	29,742	
48	60,301		8,179,367	289,312	41,197	
49	81,696		10,414,262	309,399	69,665	
50	76,419		10,840,854	332,236	63,611	
51	73,360		15,418,568	390,793	58,854	
52	87,533		18,879,004	448,626	73,045	
53	114,806		18,555,856	708,976	51,905	
54	117,959		20,837,949	773,964	33,890	
55	926,470		21,804,967	831,723	253,628	
56	853,979		21,620,251	863,669	382,997	
57	884,727		24,552,248	965,774	260,745	
58	1,263,563		25,546,889	1,067,668	495,105	
59	1,484,994		31,413,640	1,143,860	677,735	
60	1,833,964		32,776,759	1,261,053	944,957	
61	2,705,547		31,283,069	1,369,177	1,120,983	
62	4,336,239		32,494,261	1,406,100	1,327,861	

3. 下水道事業会計内訳表

年度		57	58	59	60	61	62
区 分							
総 支 出	総 務 費	884,727	1,263,563	1,484,994	1,833,964	2,705,547	4,336,239
	人 件 費	62,680	75,960	88,462	101,412	102,696	110,545
	事 務 費	60,628	72,574	85,889	98,020	98,296	105,151
	そ の 他	1,460	2,626	1,821	2,565	2,102	4,134
	そ の 他	592	760	752	827	2,298	1,260
	維 持 管 理 費	106,601	111,175	101,078	111,191	124,117	134,266
	多摩平処理場人件費	25,088	22,091	20,921	22,440	23,623	24,084
	多摩平処理場費	66,550	74,190	64,560	55,110	71,212	69,755
	流域維持管理負担金	—	—	—	12	1,912	4,193
	管 ぎ ょ 費	770	735	758	16,037	11,487	15,568
	そ の 他	14,193	14,159	14,839	17,592	15,883	20,666
	建 設 費	346,086	398,825	843,384	1,242,195	2,124,040	3,381,082
	管 ぎ ょ 費	151,690	308,515	593,121	1,040,701	1,728,762	2,718,284
	多摩平処理場費	82,140	57,249	108,450	40,200	141,000	146,700
	流域建設負担金	13,986	23,010	108,347	149,620	253,965	511,451
	他市負担金	98,270	10,051	33,466	11,674	313	4,647
	そ の 他	—	4,076	7,412	22,497	23,134	23,413
	利 子 補 給	—	—	—	12	544	603
	預 託 金	—	—	—	—	2,000	3,200
	処理場周辺環境整備	—	4,076	7,412	22,485	20,590	19,610
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	都市下水路費	333,204	543,057	59,600	39,512	49,539	165,536
	建 設 費	285,062	500,026	20,762	3,000	26,580	158,399
	そ の 他	48,142	43,031	38,838	36,512	22,959	7,137
	普通会計分その他	13,635	11,448	89,835	118,996	10,017	3,177
	建 設 費	12,300	10,850	88,517	115,008	6,864	1,750
	そ の 他	1,335	598	1,318	3,988	3,153	1,427
	公 債 費	22,521	119,022	295,223	198,161	272,004	518,220
元 金	公 共 下 水 道	2,666	5,180	5,573	6,058	7,217	20,393
	流 域 下 水 道	—	—	—	—	80	859
	都 市 下 水 路	—	5,780	133,558	1,299	31,799	196,575
	そ の 他	—	6,070	13,399	13,909	16,727	19,588
利 子	公 共 下 水 道	18,263	30,872	44,985	77,213	109,244	168,511
	流 域 下 水 道	1,587	2,554	3,695	9,786	16,679	25,338
	都 市 下 水 路	—	52,248	78,311	73,133	72,470	70,515
	そ の 他	—	16,285	15,669	16,725	17,741	16,391
	手 数 料	5	33	33	38	47	50

4. 処理水量及び有収水量調べ

年度 \ 区分	処 理 水 量 (m^3)	有 収 水 量 (m^3)	有 収 率 (%)	備 考
33 ~ 46				処理水量、有収水量不明
47	1,831,562			有収水量不明
48	1,684,200			〃
49	2,043,142			〃
50	2,228,726	2,007,426	90.1	
51	1,909,340	1,929,005	101.0	
52	1,779,980	1,949,847	109.5	
53	1,686,860	1,922,806	114.0	
54	1,660,420	1,835,134	110.5	
55	1,573,101	1,738,734	110.5	
56	1,671,374	1,754,444	105.0	
57	1,650,230	1,779,873	107.9	
58	1,535,207	1,819,261	118.5	
59	1,484,988	1,834,232	123.5	
60	⊗ 1,360,969	1,809,510	133.0	60. 12. 1 南多摩処理区 供用開始
	⊙ 326	250	76.7	
	合計1,361,295	1,809,760	132.9	
61	⊗ 1,337,744	1,808,002	135.2	
	⊙ 50,317	46,371	92.2	
	合計1,388,061	1,854,373	133.6	
62	⊗ 1,462,988	1,779,476	121.6	多摩平処理区 流入水量 1,605,158 m^3
	⊙ 110,332	103,381	93.7	
	合計1,573,320	1,882,857	119.7	

※ ⊗は多摩平処理区
⊙は南多摩処理区

5. 流域下水道建設負担金負担割合算出根拠

(単位：汚水 m^3 、面積 ha)

処理区 区 分	南 多 摩	浅 川	秋 川
管 き ょ	幹線ごとの計画 汚水量比(時間最大) ○大栗 $\frac{21,276}{139,638} = 0.153$ ○稲城 $\frac{21,276}{409,473} = 0.052$ ○乞田 負担なし	計画排除面積比 $\frac{755}{3,336} = 0.2263$	計画汚水量比 (時間最大) $\frac{80,767}{574,524} \text{ ————— ①}$ 計画排除面積比 $\frac{400}{7,216} \text{ ————— ②}$ $(① + ② \times 2) \times 1/3$ $= 0.0838$
ポ ン プ 所	計画汚水量比 (時間最大) $\frac{21,276}{409,473} = 0.052$	—————	—————
処 理 場	計画汚水量比 (日最大) $\frac{12,766}{248,770} = 0.051$	計画汚水量比 (日最大) $\frac{143,900}{260,000} = 0.5535$	計画汚水量比 (日最大) $\frac{52,132}{359,980} = 0.1448$

※ 南多摩処理区については、処理区域内に新住宅市街地開発事業区域(新住関連)があるため、関連市と新住関連事業の施行者である東京都、旧日本住宅公団、東京都住宅供給公社とで別途「多摩川流域下水道の費用負担等に関する基本協定」を昭和55年2月6日締結し、負担区分を明確にしている。

6. 管きょ布設状況

全 体

(単位：m)

区分 年度	○ 200 以下		○ 250		○ 300	○ 350	○ 400	○ 450	○ 500
	TP・VP	HP	TP・VP	HP					
汚 水	56以前	53.40	1,819.30	57.88	18,126.90	861.35	412.74	852.81	
	57				845.24				
	58	47.00			1,719.95				
	59	269.58	4.68		6,391.14	12.90	229.91	157.32	
	60				7,154.67	302.00	123.40	252.57	
	61	87.90			11,039.04	492.15	76.98	1.80	370.56
	62	124.84		8.59	18,342.39	1,013.26	401.56	1,504.78	410.14
雨 水	計	582.72	1,823.98	66.47	63,619.33	2,681.66	1,244.59	2,769.28	780.70
	56以前	101.05			78.22	747.53	1,703.91	635.05	896.25
	57								
	58								
	59				27.50	120.92	41.67		47.89
	60								71.25
	61								
水	62								
	計	101.05			105.72	868.45	1,745.58	635.05	944.14
									199.62

○ 600	○ 700	○ 800	○ 900	○ 1000	○ 1100	○ 1200	○ 1350	○ 2000	□ 700 × 500
		133.43							
		116.17							
		443.31							
283.38	191.32	703.93							
		576.23				210.86		153.19	
283.38	191.32	1,973.07				210.86		153.19	
448.76	850.22	503.70	757.22	187.95	1,047.21	143.17	507.85		
									127.18
448.76	850.22	503.70	757.22	187.95	1,047.21	143.17	507.85		127.18

□ 1000 × 500	□ 1000 × 600	□ 1000 700	□ 1000 × 800	□ 1000 × 1300	□ 1500 × 1500	□ 1700 × 1700	□ 2200 × 2400	計	年 度
								22,184.38	56以前
								845.24	57
								1,900.38	58
								7,181.70	59
								8,275.95	60
								13,247.06	61
								22,881.27	62
								76,515.98	計
								8,736.46	56以前
			249.39	31.10	83.05			363.54	57
68.51	68.13	18.60		80.58				235.82	58
								309.23	59
46.10					211.00	91.00		475.28	60
					41.63	61.98		103.61	61
							221.31	221.31	62
114.61	68.13	18.60	249.39	111.68	335.68	152.98	221.31	10,445.25	計

南多摩処理区

(単位：m)

区分 年度	○ 200 以下		○ 250		○ 300	○ 350	○ 400	○ 450	○ 500
	TP・VP	HP	TP・VP	HP					
汚 水	56以前								
	57			845.24					
	58			1,719.95					
	59	148.21		5,150.30					
	60			2,095.87					
	61	26.40		1,054.41	453.25				
水	62	49.12	8.59	7,093.82	613.06	61.36	1,047.78		
	計	223.73	8.59	17,959.59	1,066.31	61.36	1,047.78		
雨 水	56以前								
	57								
	58								
	59							47.89	71.25
	60								
	61								
水	62								
	計							47.89	71.25

○ 600	○ 700	○ 800	○ 900	○ 1000	○ 1100	○ 1200	○ 1350	○ 2000	□ 700 × 500
		133.43							
		116.17							
		443.31							
		703.93							
		231.60							
		1,628.44							
									127.18
									127.18

□ 1000 × 500	□ 1000 × 600	□ 1000 × 700	□ 1000 × 800	□ 1000 × 1300	□ 1500 × 1500	□ 1700 × 1700	□ 2200 × 2400	計	年 度
									56以前
								845.24	57
								1,853.38	58
								5,414.68	59
								2,539.18	60
								2,237.99	61
								9,105.33	62
								21,995.80	計
									56以前
			249.39	31.10	83.05			363.54	57
68.51	68.13	18.60		80.58				235.82	58
								119.14	59
46.10					211.00	91.00		475.28	60
					41.63	61.98		103.61	61
							221.31	221.31	62
114.61	68.13	18.60	249.39	111.68	335.68	152.98	221.31	1,518.70	計

(単位: m)

[illegible]

(单位: m)

区分 年度		⊙ 200 以下		⊙ 200		⊙ 300	⊙ 350	⊙ 400	⊙ 450	⊙ 500
		TP・VP	HP	TP・VP	HP					
汚 水	56以前	53.40	1,819.30	57.88	18,126.90	861.35	412.74	852.81		
	57									
	58	47.00								
	59	121.37	4.68		△ 46.20					
	60				2,474.89		123.40	205.25		
	61				3,782.75			1.80	370.56	
	62	75.72			2,447.72	212.78		277.83	206.67	
	計	297.49	1,823.98	57.88	26,786.06	1,074.13	536.14	1,337.69	577.23	
雨 水	56以前	101.05			78.22	747.53	1,703.91	635.05	896.25	128.37
	57									
	58									
	59				27.50	120.92	41.67			
	60									
	61									
	62									
	計	101.05			105.72	868.45	1,745.58	635.05	896.25	128.37

⊙ 600	⊙ 700	⊙ 800	⊙ 900	⊙ 1000	⊙ 1100	⊙ 1200	⊙ 1350	⊙ 2000	□ 700 × 500
283.38	191.32								
						210.86			
283.38	191.32					210.86			
448.76	850.22	503.70	757.22	187.95	1,047.21	143.17	507.85		
448.76	850.22	503.70	757.22	187.95	1,047.21	143.17	507.85		

□ 1000 × 500	□ 1000 × 600	□ 1000 × 700	□ 1000 × 800	□ 1000 × 1300	□ 1500 × 1500	□ 1700 × 1700	□ 2200 × 2400	計	年 度	
								22,184.38	56以前	汚
									57	
								47.00	58	
								79.85	59	
								2,803.54	60	
								4,629.81	61	水
								3,431.58	62	
								33,176.16	計	
								8,736.46	56以前	
									57	
									58	雨
								190.09	59	
									60	
									61	
									62	
								8,926.55	計	水

7. 受益者負担金制度

受益者負担金制度については、昭和 57 年より内部検討がかさねられた結果、採用が見送られている。

以下に当時の資料を掲載する。

〔受益者負担金制度検討資料〕

目 次

1. 下水道事業受益者負担金制度の解説
2. 受益者負担金制度の各都市の採用状況
3. 最近における受益者負担金についての見解と提言
4. 日野市に受益者負担金を採用する場合の問題点及び考え方

1. 下水道事業受益者負担金制度の解説

受益者負担金とは、国又は地方公共団体が行う特定の事業により著しい利益を受ける者に対して、その利益を受ける限度において、事業費の一部を負担させるものである。

下水道事業に関する受益者負担金制度は、その法的根拠を都市計画法第 75 条に有しており、個々の市町村が同条に基づいて条例を定めて徴収することとなる。

公共下水道事業について受益者負担金制度が採用されているのは、

- 1) その整備により利益を受ける者の範囲が明確であること。
 - 2) その整備により特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便性、快適性が著しく向上し、土地の資産価値が増大すること。
 - 3) 早期に受益する者に相応の負担を求めることは負担の公平という観点から適当であること。
- 等によるものである。

受益者負担金制度は、昭和 35 年の第 1 次下水道財政研究委員会によりその採用が提言されて以来多くの都市で実施され、昭和 48 年の第 3 次下水道財政研究委員会の提言以降は、従来の条例で事業費の $\frac{1}{3}$ ないし $\frac{1}{5}$ を負担金の総額と定めていた方式に代えて、条例中に単位負担金を具体的に明記する方式が一般化しつつある。昭和 54 年の第 4 次下水道財政研究委員会の提言では、「負担金の総額の決定に当たっては、各都市の負担の水準をも勘案して、例えば建設費の末端管きょ整備費相当額を目途とすることなどが適当である。」としている。

しかし、このように受益者負担金制度について第 1 次提言以来一貫してその重要性が強調され、国においても強い指導が行われてきたにもかかわらず、受益者負担金を徴収する団体の割合は、全体の 4 割程度にとどまり、事業費に占める受益者負担金の割合も 2 % 程度にすぎない状況にある。こうした状況を背景として、昭和 57 年 3 月自治省を中心としてまとめられた「公共下水道事業の

経営健全化方策に関する研究報告書」の中で、受益者負担金について次のように提言されている。

「受益者負担金については、使用料との関連やこれに代わるべき加入金あるいは接続負担金の導入などを含め、原点に立ち返ってそのあり方を総合的に検討すべき時期に来ている。」

(詳細は、後述する。)

受益者負担金制度の具体的な実施内容を、他市の実施状況から標準的ケースを例として、以下に簡単に説明する。

受益者負担金(以下「負担金」という。)を納める者(以下「受益者」という。)は、土地の所有者及び権利者である。但し、借家人等(アパート入居者など)は、負担金を納める必要はない。

市は事業施行に合わせて、一定の区域を負担区として定め、この負担区ごとに単位負担金(1㎡当りの負担金額)を算定し条例で明記している。この負担区の中で、さらに賦課対象区域を定め、負担金を賦課している。賦課対象区域は供用開始が3年以内に予定される区域とし、賦課はこの区域の公告後3年以内としている。

各受益者の負担金は、賦課対象区域の公告の日現在において所有し、又は権利を有している土地の面積に単位負担金を乗じて得た額である。

徴収は5年分割とし、さらに1年を4期に分けて徴収する方法が採られている。一括納付あるいは数期分まとめて納付する場合には、前納期数に応じ最高20%まで報償金を交付し、受益者の負担軽減を図っている。

(例)

土地の面積	100 ㎡ (約30坪)
単位負担金	500円とすると
負担金	50,000円 = 100 ㎡ × 500円

1) 5年分割の場合

1年	10,000円	1期	2,500円
----	---------	----	--------

2) 一括納付の場合

報償金	9,500円	差引負担金	40,500円
-----	--------	-------	---------

その他、一定の条件を満たす農地等については徴収猶予、公共性の高い土地や私道については減免の措置を講じている。

2. 受益者負担金制度の各都市の採用状況

① 全国状況(表2-1)

昭和57年度末において、公共下水道認可都市数766のうち、受益者負担金徴収都市は325都市であり、徴収金額は約217億円である。

徴収都市は、公共下水道事業実施都市の42%となっており、徴収金額は徴収都市の公共下水道総事業費7,442億円の2.91%となっている。これは、全体の公共下水道総事業費1兆3,937億円の1.55%に相当する。

② 東京都各市・町の状況（表 2-2）

東京都各市・町の採用状況は、昭和 58 年度末において事業認可都市数 29 のうち、21 市町である。

制度不採用の市の主な理由は次のとおりである。

- 1) 受益者負担金を徴収しないまま、公共下水道の一部が供用開始されているため、途中からその徴収を始めることが現実的に困難であるため。
- 2) 開発行為等による末端管きょ整備済区域が多く、住民負担の公平が図れないため、などである。

（表 2-1） 受益者負担金徴収実績

（単位：百万円）

年度	公共下水道 認可都市数	条例、省令 制定都市数	徴収都市数	徴収実績 (A)	公共下水道 事業費 (B)	$\frac{A}{B} \times 100(\%)$
33	163	11	10	86	(1,002) 8,966	(8.58) 0.96
34	165	12	12	117	(1,094) 12,189	(10.69) 0.96
35	175	14	14	174	(1,373) 20,390	(12.67) 0.85
36	181	15	16	218	(2,614) 27,240	(8.34) 0.80
37	186	22	16	235	(2,581) 34,265	(9.10) 0.69
38	187	27	23	352	(4,016) 44,909	(8.76) 0.78
39	196	35	32	474	(6,836) 55,409	(6.93) 0.86
40	202	45	40	1,009	(10,903) 70,499	(9.25) 1.43
41	209	57	48	1,260	(14,248) 90,783	(8.84) 1.39
42	225	79	62	1,433	(18,162) 103,014	(7.89) 1.39
43	233	103	84	2,084	(30,867) 122,280	(6.75) 1.70
44	253	153	123	3,278	(52,642) 144,539	(6.23) 2.27
45	278	182	150	5,005	(90,285) 197,371	(5.54) 2.57
46	306	213	167	6,698	(139,150) 311,607	(4.81) 2.15
47	344	232	176	8,502	(185,233) 422,102	(4.59) 2.01
48	394	263	198	9,836	(218,020) 466,930	(4.51) 2.11
49	442	277	211	9,541	(218,232) 519,211	(4.37) 1.84
50	502	293	203	8,390	(281,974) 677,582	(2.98) 1.24
51	547	295	218	8,004	(316,666) 713,342	(2.53) 1.12
52	582	303	218	8,652	(359,232) 928,166	(2.41) 0.93
53	620	318	229	9,042	(526,412) 1,145,392	(1.72) 0.79
54	660	327	247	12,266	(606,691) 1,299,105	(2.02) 0.94
55	700	348	261	14,627	(677,020) 1,410,144	(2.16) 1.04
56	734	361	289	21,808	(734,784) 1,547,344	(2.97) 1.41
57	766	392	325	21,658	(744,159) 1,393,709	(2.91) 1.55

（注）： 徴収都市数は徴収期限後の未納付分にかかるものを除く。

（建設省調べ）

： 徴収金額は過年度繰越分を含む。

： （ ）書は受益者負担金収入のあった都市に係る数値である。

(表2-2)

東京都各市・町の状況

制度採用都市名	制度不採用都市名	事業認可都市数	制度採用都市数	制度不採用都市数
三鷹、武蔵野、八王子、府中、調布、小平、町田、国立、国分寺、昭島、青梅、小金井、狛江、瑞穂町、保谷、福生、東村山、田無、武蔵村山、清瀬、東大和、稲城	区部、東久留米、立川、日野、多摩ニュータウン（新住施工者）、多摩、羽村	29	22	7

3. 最近における受益者負担金についての見解と提言

昭和57年3月、自治省が中心となってまとめられた「公共下水道事業の経営健全化方策に関する研究報告書」が発表され、その中で受益者負担金について次のように見解と提言がなされている。以下に抜粋する。

「受益者負担金の採用について、国の強い指導が行われてきたにもかかわらず、その徴収団体が事業実施団体の3分の1程度にとどまっており、徴収額が事業費に占める割合も年々低下してきている。

この理由は、以下のとおりである。

- 1) 公共下水道の整備と土地のキャピタル・ゲインの発生との関係に対する住民の理解が低く、その協力が得られにくい傾向があること。
- 2) 本来事業費の増嵩に^{すう}応じて受益者負担金の額も引き上げる必要があるが、その精算事務が複雑であること、また、整備が遅れるほど受益者負担金が高くなることに対する住民の抵抗が強いこと。
- 3) 受益者負担金を徴収しないまま既に一部供用を開始する段階に至っている場合には、途中からその徴収を始めることは極めて困難ではないかと考えられること。

受益者負担金については、使用料との関連やこれに代るべき加入金あるいは接続負担金の導入などを含め、公共下水道事業に対する私費負担のあり方を検討する中で原点に立ち返って総合的に再検討すべき時期に来ている。」としている。

これに対し、建設省は、受益者負担金についての問題点は認めているが徴収すべきであるとしている。

4. 日野市の受益者負担金に対する問題点及び考え方

日野市の公共下水道事業（汚水）に受益者負担金を採用した場合の試算結果と問題点及び、その考え方について述べてみたい。

① 試算結果

単位負担金の算定方法には、次の2通りがある。

- (1) 汚水総事業費の 1/5 以上 1/3 以下 …………… (昭 36 年第 1 次財研提言
昭 44 年建設省通達)
- (2) 末端管きょ整備費相当額…………… (昭 48 年第 3 次財研提言
昭 54 年第 4 次財研提言)

この2つの方法で、各処理区（負担区）ごとに単位負担金を試算すると（表4-1）のようになる。

單位負擔金

(単位：円)

算定方法 処理区 (負担区)	(1) 汚水総事業費の 1/5 以上 1/3 以下			(2) 末端管きょ整備費相当額 (単独事業費)
	1/3	1/4	1/5	
南多摩	800	600	480	1,150
浅川	840	630	500	1,220
秋川	840	630	500	1,210
平均	820	620	490	1,190

(58 単価による試算)

(表4-1)からわかるように、末端管きょ整備費相当額として算定したものは、平均1,190円/m²となり、かなり高額であり採用は困難ではないと思われる。

しかし、第4次下水道財研提言では、「負担金の総額の決定に当たっては、適正な受益者負担金制度を採用している各都市の負担の水準をも勘案して、例えば建設費の末端管きょ整備費相当額を目途とすることなどが適当である。」としている。これを鑑みて、各都市の負担金の水準をみると、最近、条例を制定、改正した他市は、右表（表4-2）のとおり400円から500円となっている。日野市の単位負担金額は1/5～1/3方式でその中に含まれているので、この第4次提言をうけて、これを算定根拠として、実収入見込額を試算してみる。

（表4-2）
（単位：円）

市町村	年度	単位負担金
保谷	55	445

(表 4-2)

(単位:円)

市町村	年度	単位負担金
保 谷	55	445
〃	57	493
田 無	56	435
小 平	58	430
国 分 寺	52	422

(表4-3) 実収入見込額

(単位:千円)

単位負担金	南多摩処理区	浅川処理区	秋川処理区	日野市全体
1/3方式	941,500	5,088,300	1,169,700	7,199,500
1/4方式	760,300	3,819,200	877,100	5,402,600
1/5方式	564,900	3,031,000	695,800	4,291,700

② 問題点

次に日野市の受益者負担金採用における問題点について述べてみたい。

(1) 末端管きょ整備済区域について

受益者負担金の対象事業費は、第3次、第4次財研提言によって、受益の現実化する末端管きょの整備に要した額を目途とする方向がうちだされている。

これを、理論的に検討すると、団地開発に際して設置されたいわゆるコミュニティプラントなどは、設置費を宅地購入者が最終的に負担しており、所有権も団地住民の共有となっている場合が多いなど、すでに末端管きょ整備がなされているといえる。このことは、市が負担金の対象事業を行なわないので、負担金を徴収することが不可能と結論に達する。他市もこの区域は徴収していない。しかし、実際には「末端管きょ整備済区域」というものの明確な定義や基準がないので、中高層建築物や小規模な開発行為の場合など、その区域を末端管きょ整備済とみるか、単に排水設備が設置済とみるか、判断が困難であるという問題がある。他市も明確な基準を設けていないと考えられる。

特に日野市の場合、末端管きょ整備済区域の人口及び面積が他市より多いため、負担金を徴収しない区域・人口が多くなる。このことは、負担金を徴収される住民のコンセンサスを得ることを非常にむずかしくしている。

(2) 多摩平地域について

多摩平地域(1丁目～6丁目)は、昭和32年より、日本住宅公団(当時)による多摩平団地建設(豊田区画整理事業)と併行して、下水道事業が施行された。排水区域132ha、処理区域129haとして計画され、認可されている。

管きょについては、日本住宅公団が建設して無償で市へ移管し、処理場については、日本住宅公団が2,014万円(計画では2,100万円)を負担し、市がこの金額を除く全額を負担して建設した。そして、昭和33年10月15日供用開始の公示がなされた。

多摩平地域における負担金のあり方としては、当時から現在に至るまで、住民からは、徴収していない。この地域についての考え方は、2,014万円の建設負担金を実質的には負担金とみられるので、負担金を徴収しないという考え方と、無償で管きょを市に移管しているので、末端管きょが整備済であるといえるため、負担金は徴収できないという考え方がある。

いずれにしても、この地域が流域下水道に統廃合されるときにも、負担金をとることができないということになる。

ということは、公共下水道として以前から供用開始していた地域（多摩平地域）の住民からは負担金をとらず、新しく供用開始された地域の住民からは負担金をとることになり、住民間の負担の公平が図れなくなる。

他市（立川、東久留米、羽村）でも、多摩平と同じように、以前から単独で処理していた区域があったため負担金をとることは、住民が納得しないであろうとの判断から負担金条例を廃止しているという実情がある。

(3) 単位負担金の水準と受益者負担金額の価値評価

受益者負担金（以下「負担金」という。）の徴収事務は、その制度の性格から下水道整備期間中ばかりでなく、事業が完了した後も、農地等の徴収猶予があるため半永久的に続くことになる。（農地は、宅地になるまで徴収猶予するため。）

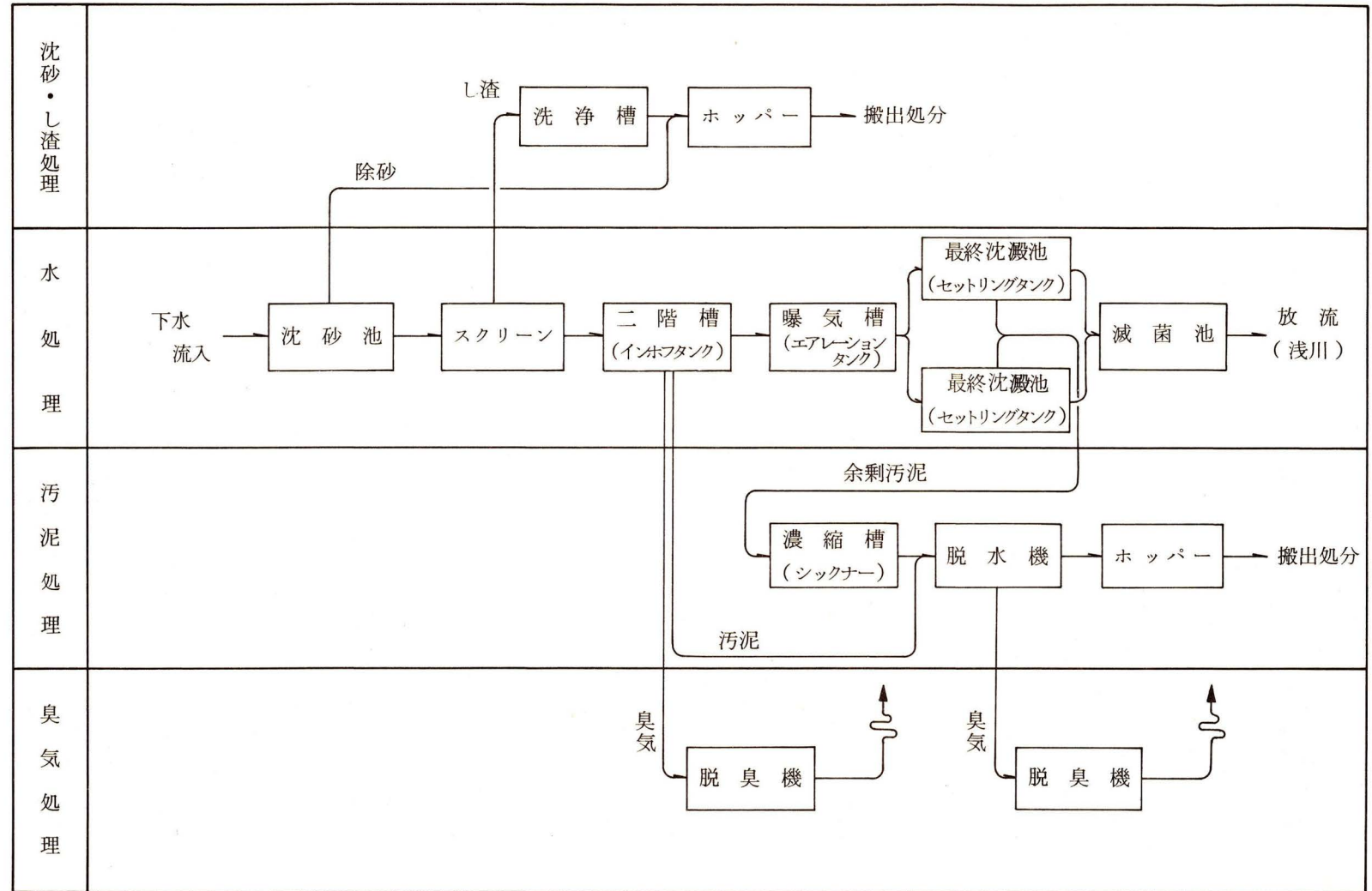
このことを踏まえて考えてみると、後発市で整備年限が相当長期化することが予想される日野市の場合には、負担金額に対する価値評価について次のような問題が生じる。

- 1) 下水道建設事業は、長期間に巨額の事業費を必要とするため、物価上昇の影響を非常に大きく受ける。一方、単位負担金については、一度設定すると、物価上昇相当分引き上げることは非常に難しい。何故ならば、整備時期が遅れば遅れるほど、単位負担金が高額になることについて、住民の納得がえられないからである。従って、建設事業費に占める負担金収入額の割合は、確実に減少していく。
- 2) その結果、単位負担金が低く設定されると、負担金の徴収経費が収入額に対し相当高い割合を占めることになる。つまり、収入額が担当職員の人件費や事務費に使われ、建設財源にわずかしこまわらない事態となる。横須賀市では、これまでの実績から、1平方メートルあたりの徴収経費が141円かかっているという調査結果が出ている。このことは、他都市でも大きな問題となっている。このように低い単位負担金の場合には、負担金制度そのものが、市にとっても住民にとっても損失を与える存在となってしまう。
- 3) 一方、日野市のように後発市である場合、当初より高額な単位負担金を余義なくされる。さらに、整備が進むにつれて今後数10年の間に順次適正な単位負担金を求めていくと、結果として、整備が遅い地域ほど高額な負担金を徴収することとなり、住民感情からみて、強い反発、抵抗がある。市としても、他市水準や先行地域との関連で単位負担金の高額化には躊躇するところである。

このように、下水道建設事業について後発市で、年限が相当長期化する場合、現行受益者負担金制度を具体的に実施したとすると、単位負担金水準を低くしても、高くしても、メリットは少なく、デメリットの方が大きい。

しかも、受益者負担金制度は一度徴収を始めると、その事務は半永久的に続き、途中で止めることはできない。従って、制度採用するについては、充分慎重に検討すべきであると考えられる。

多摩平下水処理場フローシート



日野市の下水道

平成元年 3 月

発行編集 日野市都市整備部下水道課
日野市神明一丁目12番地の1
☎ 0425(85)1111

